

# 旭区長改革マニフェスト (旭区改革実施方針)

平成21年4月更新

# 市政改革マニフェストの87項目を受けた 旭区の具体的取組

旭区長改革マニフェスト(旭区改革実施方針) マネジメント改革

大項目	課題	ページ	具体的取組み	ページ
財務リストラクチャリング	1 身の丈に合わせた経常経費の圧縮	1	経常経費の2割削減(当面5年間で900億円の削減)	2
	2 新手法による投資的経費の追加的圧縮		新規事業から維持管理への公共事業の転換	
			民間企業やNPO等の活用	
			需給予測・コスト計算の精査による質・規模の見直し	
			公募型競争入札等によるコストの圧縮	
	3 特別会計の改革		特別会計・一般会計の区分の見直し	
			特別会計管理システムの確立	
			一般会計からの繰出しの見直し	
	4 公債発行の削減(一般会計)		5年間で公債発行水準を800億円まで削減(除く臨時財政対策債等)	
			臨時財政対策債の使途の財政健全化への限定	
5 戦略的不良債権処理の体制構築		総合的な財務リスク管理体制の構築		
6 歳入確保策	4	未収額の圧縮に向けた取組の強化	5	
		効率的で強力な賦課徴収体制の整備と運営		
		受益と負担の関係の適正化		
		新たな収入源の模索	6	
資産の流動化	1 施設の利用率の向上	9	利用者制限の緩和	
			一元的な利用案内情報の提供	
	2 施設の活用の見直し		利用率の向上	10
			面積当り経費の削減	
	3 土地の有効活用の促進		統廃合	
			未利用地の処分	
		転活用の徹底		

大項目	課題	ページ	具体的取組み	ページ	
グループ経営の質的向上 (監理団体及び関連団体)	1 大阪市の関与の見直し		委託料・出資の見直し		
			法人形態の見直し		
			組織運営体制の見直し		
人材マネジメントの再構築	1 職員数の削減		職員採用の凍結。当面5年間で5,000人を超える職員数を削減		
			共通管理業務の集約及び民間への業務委託		
			監理団体派遣職員の大幅な引きあげ		
	2 人材の弾力的運用		50歳からの早期退職者制度の導入		
			職員の職種職域を転換(職員の多能工化)し人事異動を拡大		
			勤務形態の多様化		
組織の生産性の向上	1 業務プロセスの改善	11	局・区における業務プロセスの改善	12	
			共通管理業務の集約		
	2 事業の経営形態の見直し		14	民営化・独立法人化など経営形態の見直し	
	3 アウトソーシング(外部資源の活用)・民間委託の推進	14	15	事務事業全般にわたる民間委託等の推進	15
	4 官民協働(パブリック・プライベート・パートナーシップ=PPP)の推進	16		他の法人(大阪府等)との連携	
				市政全般への民間企業等との協働の推進	
				市民・地域団体との健全な協働の推進	20
	5 恒常的評価体制の構築	26		局・区経営方針と連動した行政評価	27
			第三者委員会による独立した包括的評価体制の確立		
職員の生産性の向上	1 勤務実績の給与への反映		職務給(職務と責任に応じた給料)の原則の徹底(級別標準職務・昇給基準の見直し)		
			新たな人事評価に基づく勤勉手当成績率の導入と昇給制度の構築(査定昇給の導入)		
			特殊勤務手当及び給料の調整額の抜本的見直し		
	2 職員の資質向上のための柔軟かつ厳格な制度の導入			希望降任制度の実施	
				人事評価制度に基づく分限降任等の仕組みのルール化	

旭区長改革マニフェスト(旭区改革実施方針)      コンプライアンス改革

大項目	課題	ページ	具体的取組み	ページ
透明性の確保	1 公正確保のしくみづくり	29	内部統制システムの確立	30
			外部監視制度の構築	
			入札制度(電子入札)の改革	
	2 情報公開の徹底	31	情報公開制度の原則公開運用の定着	32
			積極的に情報開示していく行政運営スタイルの転換	
			監理団体・関連団体の情報公開の徹底	
3 財務情報の開示		公会計制度の抜本の見直し		
		予算・決算情報のきめ細かな開示		
社会責任の遂行	1 「安全の確保」	33	安全管理に関する全庁的な取組み体制の確立	34
			多発する交通事故の削減に向けた対策の導入	
			市民利用施設における事故の削減に向けた対策の導入	
	2 環境への配慮	35	大阪市自らが率先した環境保全行動の強化	36
			環境関連計画の推進	
	3 個人情報の保護	37	市が保有している個人情報の必要性の再チェック	38
委託先業者が保有する個人情報の保護対策			39	
市職員自身の個人情報保護			40	
職員の自立・自主管理	1 自主的改革・改善の基盤整備	41	職場改善運動の展開	42
			新しい職員提案制度の作り直し	
			大阪市職員行動指針の策定	

旭区長改革マニフェスト(旭区改革実施方針) ガバナンス改革

大項目	課題	ページ	具体的取組み	ページ
経営体制の再構築	1 トップマネジメント機能の強化		資源の集中管理体制の確立	
			実効性ある市長の経営補佐機能の確立	
			横断的課題への対応	
	2 局と局長・区と区長の位置づけと責任の明確化	43	市長に対する局長・区長の責任の明確化	44
			局・区経営方針と評価システムの確立	
	3 組織の再構築		内部の組織構造の見直し	
監理団体のガバナンスの再構築				
区政改革	1 区の自立経営	46	区長への権限の移譲(予算・人事)	
			政策形成の強化、機能の拡大・充実	47
	2 地域に応じた業務の再構築	51	新たな業務単位の検討	53
			地域活動のプラットフォームの形成と活動支援	54
			区役所の独自取組みの推進	60
人材育成	1 能力・実績に基づく人事管理の推進		能力と実績に基づく新人事評価制度の導入	
			実績評価への目標管理制度の本格的実施	
	2 キャリア(職歴提示)開発の仕組みの構築		課長級以下職員のキャリア(職歴提示)開発制度の導入	
			外部人材を活用した職員研修の見直し	
	3 研修制度の見直し		キャリア(職歴提示)開発と研修の連動化	
政策形成過程の高度化	1 予算編成過程		予算編成過程の公開等	
	2 審議会や第三者委員会のあり方を見直し		審議会や第三者委員会のあり方を見直しと情報公開	
健全な労使関係の構築	1 組合との関係の見直し	73	組合との関係の明確化	74
	2 市民からの信頼の獲得		組合との交渉・協議結果の情報公開の徹底	

マネジメント改革	大項目	財務リストラクチャリング	課題	1身の丈に合せた経常経費の圧縮 2新手法による投資的経費の追加的圧縮 3特別会計の改革 4公債発行の削減 5戦略的不良債権処理の体制構築 6歳入確保策	具体的取組	経常経費の2割削減
<p><b>【現状】</b> 次の項目を見直すことにより、経常経費の削減ができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間委託化の可能な事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>証明書発行の大量、定形事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>税務課の納税証明書等の発行事務 1名の職員と再任用職員1名が住民情報課のフロアで発行している。</li> <li>住民情報課の証明書発行事務 住民情報課の窓口で住民票写し、印鑑登録証明書等の発行</li> </ul> </li> <li>OB職員による窓口案内業務</li> </ul> </li> <li>公用車の廃止 公用車の稼働状況が低調である。</li> <li>経費の節減 事務の効率化と省エネルギー対策の推進</li> </ul> <p><b>【何が問題か】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間委託化可能な事務について 証明書発行事務について 定形、大量事務の端末操作が主な作業で職員でなくても可能な作業である。 窓口案内業務について 民間のノウハウを活かせる業務である。</li> <li>公用車の廃止について 運転者が限定されており、休暇である場合は使用できないなど、稼働率がきわめて低調である。 稼働率：走行距離 月平均400キロ(平成17年度4月から7月) 稼働時間 月平均 60時間( 同上 )</li> <li>経費の節減について 市民対応職場においては、昼休み時間の不要な照明の消灯ができない。室温が均一化していないため、冷暖房温度(夏期28、冬期20)設定を行うと、市民サービスの低下につながる。</li> </ul>				<p><b>【これまでの取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>税証明発行専用窓口の設置当初は、納税管理系の職員2名がローテーションで対応していたが、平成16年4月から、その内1名を再任用職員化した。</li> <li>住民情報課の証明書発行等については、他の戸籍の届出と同じ窓口で受付けていることから、証明書等の発行事務で時間を要する場合は、係員を増員して対応している。</li> <li>窓口案内員1名を再雇用した。(本市OB職員)</li> <li>公用車の利用拡大については、課長会を中心に呼びかけてきた。また、各種行事等で公用車の空き状況を報告し、利用の拡大を求めてきた。</li> <li>昼休み時間や時間外勤務時等の不要な照明の消灯や未使用OA機器の電源を切るなど、きめ細やかな節約に努めてきた。</li> </ul> <p><b>【今後の取組み課題】</b></p> <p>経常経費の削減</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>民間委託等の検討・実施</li> <li>公用車の廃止(全市方針に従う)</li> <li>経費の節減 区の経常経費(区まちづくり推進費：区予算が創設された平成19年度以降に局から移管された事業)について、大阪市全体の方針であるマニフェスト期間中(H18年度～22年度)の2割削減の目標に沿って取り組む。</li> </ol>		

マネジメント改革	大項目	財務リストラクチャリング	課題	1身の丈に合せた経常経費の圧縮	具体的取組	経常経費の2割削減															
				2新手法による投資的経費の追加的圧縮																	
				3特別会計の改革																	
				4公債発行の削減																	
				5戦略的的不良債権処理の体制構築																	
				6歳入確保策																	
<p>【具体的取り組み】</p> <p>(1) 民間委託等の検討・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証明発行窓口業務について、H18.7施行の公共サービス改革法に沿った民間委託を行うことにより、職員の減が可能となる。</li> <li>・ 住民情報担当では、証明書発行窓口と届出受付窓口を分けて設置することにより、証明書発行時間が短縮できるなどの効果が見込まれる。</li> </ul> <p>参考</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>証明書等発行件数</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税証明関係</td> <td>22,673件</td> <td>22,177件</td> <td>22,974件</td> <td>18,990件</td> </tr> <tr> <td>住民情報関係</td> <td>101,291件</td> <td>112,904件</td> <td>105,894件</td> <td>113,008件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口案内の民間委託化 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">19年4月完了</span> サービス業の経験のある民間の派遣職員による窓口業務を行うことにより、経費の削減と、区民サービスの向上を図る。また、区役所職員に対しても接客対応の見本となり職員の意識向上が期待できる。</li> </ul> <p>【スケジュール】</p> <p>(1) 予算等条件が整い次第実施</p> <p>税および住民情報関係証明発行窓口業務の民間委託の実施については、戸籍事務の全市的電算処理化の具体的実施や要員の見直しが進んでいるので、こうした全市的動向を受けて改めて再検討を行う。</p>							証明書等発行件数	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	税証明関係	22,673件	22,177件	22,974件	18,990件	住民情報関係	101,291件	112,904件	105,894件	113,008件
証明書等発行件数	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																	
税証明関係	22,673件	22,177件	22,974件	18,990件																	
住民情報関係	101,291件	112,904件	105,894件	113,008件																	

マネジメント改革	大項目	財務リストラクチャリング	課題	1身の丈に合せた経常経費の圧縮	具体的取組	経常経費の2割削減														
				2新手法による投資的経費の追加的圧縮																
				3特別会計の改革																
				4公債発行の削減																
				5戦略的的不良債権処理の体制構築																
				6歳入確保策																
【具体的取組み】																				
<p>(2) 公用車の廃止 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">18年3月完了</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公用車を廃止する。</li> <li>・ 併せて自動車運転手の今後の業務のあり方についても検討する。</li> <li>・ 事務用車の廃止に伴い、車が必要な場合は、代替措置としてタクシーの利用を検討する。 以上の結果、車の維持、管理費、運転手の人件費が削減できる。</li> </ul> <p>(3) 経費の節減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 超過勤務手当縮減に向けた取組みを17年度から具体的に実施し、17年度は経常業務全般にわたり、個々の業務ごとにできる限り効率化、簡素化に努め取り組むこととした。 18年度は、引き続き具体縮減に向けた取組みを行い、前年度比5%の節減に取り組む。</li> <li>・ 環境ISOの省エネルギー対策を徹底し、電気、都市ガス、その他燃料のエネルギー使用量や水道使用量を、基準年度(平成16年度)値より2%節減に努める。</li> <li>・ IT化による電子決裁・電子回覧や、両面コピーの徹底、資料作成の最小限化などによりコピー用紙等の使用量の節減に努める。</li> <li>・ 区の経常経費(区まちづくり推進費:区予算が創設された平成19年度以降に局から移管された事業)について、大阪市全体の方針であるマニフェスト期間中(H18年度～22年度)の2割削減の目標に沿って取り組む。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成17予算</th> <th>削減目標(20%) (A)</th> <th>3ヵ年での削減額 (B)</th> <th>21予算削減額 (C)</th> <th>4ヵ年での削減額 (D=B+C)</th> <th>4ヵ年での達成率 (E=D/A)</th> <th>残目標 (A-D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>179</td> <td>36</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>25%</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table>							平成17予算	削減目標(20%) (A)	3ヵ年での削減額 (B)	21予算削減額 (C)	4ヵ年での削減額 (D=B+C)	4ヵ年での達成率 (E=D/A)	残目標 (A-D)	179	36	1	8	9	25%	27
平成17予算	削減目標(20%) (A)	3ヵ年での削減額 (B)	21予算削減額 (C)	4ヵ年での削減額 (D=B+C)	4ヵ年での達成率 (E=D/A)	残目標 (A-D)														
179	36	1	8	9	25%	27														
<p>【スケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 平成18年度中に実施</li> <li>(3) 平成18年度から実施</li> </ul>																				

マネジメント改革	大項目	財務リストラクチャリング	課題	1身の丈に合せた経常経費の圧縮 2新手法による投資的経費の追加的圧縮 3特別会計の改革 4公債発行の削減 5戦略的不良債権処理の体制構築 6歳入確保策	具体的取組	未収額圧縮に向けた取組の強化 効率的で強力な賦課徴収体制の整備と運営 受益と負担の関係の適正化 新たな収入源の模索
<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国保保険料については、被保険者が高齢者や低所得者が多く、非課税世帯が毎年増加し、6割強を占める状況にある。4割弱の課税世帯で賦課総額の46%を占める所得割保険料を負担しているため、中間所得者層の保険料負担が過重になっており、保険料収納率にも影響が出ている。当区の保険料収納率は平成16年度決算で77.40%となっており、年々低下している。(全市平均は83.91%)</li> <li>その他、主な未収額としては、災害援護資金 736千円 国民健康保険返還金 922千円 生活保護費返還金関係 15,100千円 児童福祉施設費用徴収金 1,189千円 1号被保険者介護保険料 29,433千円 等があります。</li> </ul> <p><b>【何が問題か】</b></p> <p>国保保険料関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民税非課税世帯の増加に伴い、中間所得者層の保険料負担が過重になっている。</li> <li>住民異動が激しく、被保険者の動向が把握しにくい。</li> <li>核家族化の進行による昼間不在世帯の増加</li> <li>長引く景気の低迷による倒産</li> <li>リストラ等により、社会保険を離脱し国保に加入する世帯の増加。</li> <li>若年層を中心に納付意識の希薄な世帯や不安定就労世帯の増加。</li> </ul>				<p><b>【これまでの取り組み】</b></p> <p>国保保険料関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安定的な保険料収入を確保するために、保険料の口座振替納付の勧奨(とくに新規国保加入世帯に対する)を行ってきた。</li> <li>低所得によって、減免が可能な世帯に対する減免申請の勧奨。</li> <li>納付困難な世帯に対する納付相談、納付計画の実施。</li> <li>嘱託徴収員制度の運用による早期収納対策。</li> <li>特別徴収対策による、昼間不在世帯に対する夜間</li> <li>休日の訪問・電話督促。</li> </ul> <p><b>【今後の取組み課題】</b></p> <p>未収額の圧縮に向けた取組みの強化 (国保保険料)</p>		

マネジメント改革	大項目	財務リストラクチャリング	課題	1身の丈に合せた経常経費の圧縮	具体的取組	未収額圧縮に向けた取組の強化
				2新手法による投資的経費の追加的圧縮		
				3特別会計の改革		
				4公債発行の削減		
				5戦略的不良債権処理の体制構築		
				6歳入確保策		
<p>【具体的取組み】</p> <p>国民健康保険料の収入確保に取り組む</p> <p>1.納付誓約・納付計画不履行世帯の早期対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未収カードにより不履行世帯を抽出し取消し予告文書を送付する。</li> <li>取消し予告文書に対して無反応世帯には電話・訪問督促し履行を求める。</li> </ul> <p>2.新規未収世帯及び長期移管世帯対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>19年度未接触世帯を抽出し電話及び訪問により督促。</li> <li>未収状況に応じ短期証の活用を図るなど強固な督促を実施。</li> </ul> <p>3.高額・長期未収世帯対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>短期証・資格証の活用及び滞納原因を把握するとともに、金融機関等への預貯金調査などを実施し納付資力に応じた対応を求める。</li> <li>財産調査により差押予告文書の送付。</li> </ul> <p>4.適正賦課対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所得不明世帯及び減額等可能世帯を抽出し勧奨文書を送付する。</li> </ul> <p>5.連続文書返戻世帯の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直近の連続文書返戻世帯に対し、外勤により居住の有無を確認し事故処理とする。</li> </ul> <p>6.資格適正化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格確認リストなどを活用し異動届出勤奨文書等を送付する。</li> </ul> <p>7.その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区長も参画する収納率向上対策会議を適宜開催する。納付誓約後も滞納が続く等、未納が長期にわたる世帯への督促を重点的に行うなど、目標達成に向け状況に応じた方策を検討し実施する。</li> </ul> <p>(スケジュール)</p> <p>平成17年度末目標収納率 87.60%</p> <p>平成18年度末目標収納率 87.60%</p> <p>平成19年度末目標収納率 88.00%</p> <p>平成20年度以降は後期高齢者医療制度等の影響を考慮し、84.3%を上回る収納率を確保する。</p>						

マネジメント改革	大項目	財務リストラクチャリング	課題	1身の丈に合せた経常経費の圧縮	具体的取組	未収額圧縮に向けた取組の強化
				2新手法による投資的経費の追加的圧縮		効率的で強力な賦課徴収体制の整備と運営
				3特別会計の改革		受益と負担の関係の適正化
				4公債発行の削減		新たな収入源の模索
				5戦略的的不良債権処理の体制構築		
				6歳入確保策		
<p>【現状】            厳しい財政状況の中、収入確保の必要性が高まっており広報誌、ホームページに広告を掲載する。  <b>広報紙</b>            ・発行日...毎月15日発行 ・発行回数...年12回            ・発行ページ数...4ページ8回、8ページ4回(内普通紙2回 厚紙2回)            ・発行部数...47,000部 (内月新聞折込約39,400件・郵送件数1,600件)            ・広報紙年間予算金額 17年度 9,596,000円            (印刷・新聞折込・デザイン・郵送料・消耗品費)  <b>ホームページ</b>            ・区役所の案内、区内の施設、区の概要、区沿革・歴史、区の情報や区民に便利なくらしの手續等区民に役立つ情報を色々掲載            ・旭区の広報紙の主要記事をお知らせ・イベント欄で毎月掲載            ・お知らせ・イベント欄のみ区役所で入力、その他はすべて都市工学情報センターに委託。区でデータ作成を行い、都市工学情報センターで入力・削除を行う。</p>				<p>【これまでの取り組み】  <b>広報紙</b>            ・平成8年7月から大阪市政だよりから独立しA4版区広報紙を発行            ・平成14年7月号からタブロイド版に変更、情報量を増やした。            ・全世帯に広報紙が届くよう啓発に努めている。            ・区民参画・協働の広報紙作りを目指している。            ・区内地下鉄の駅・特定郵便局・民間のスーパーに広報紙の設置依頼をし5大紙を取っていない方や、より多くの方が手にしやすいようにした。  <b>ホームページ</b>            ・ホームページの情報量を住民のニーズにより順次増やしてきた。            ・戸籍や住民票関係の申請用紙のダウンロードサービス開始(14年3月)            ・お知らせ画面でお知らせ・イベントなどのフロー情報を提供(14年10月)            ・在住外国人に向けた情報提供として、英語、中国語、韓国・朝鮮語による情報提供を開始(14年度)            ・トップページを、より見やすく・検索しやすいようにリニューアルした(16年2月)            ・トップページリニューアル・内容の充実を18年1月公開に向けて作成中</p>		
<p>【何が問題か】  <b>広報誌</b>            ・広報紙の郵送依頼が毎月1600件ほどあり、経費がかかっている。            (封筒代・ラベル代・郵送料・人件費)            ・広報あさひの発行のみで、17年度年間9,596,000円の予算が必要。            (人件費除く)            ・広告掲載の仕組みがない。  <b>ホームページ</b>            ・旭区ホームページへのアクセス件数が少ない。            (ホームページのアクセス件数表 次ページ)            ・大阪市24区すべてが都市工学情報センターと特名随意契約をしているが、区の裁量権が弱い。            (17年度契約金額630,336円・18年度 582,000円予算要求)            ・広告掲載の仕組みがない。</p>				<p>【今後の取組み課題】            新たな収入源の模索            (広報紙、ホームページへの広告掲載)</p>		

マネジメント改革	大項目	財務リストラクチャリング	課題	1身の丈に合せた経常経費の圧縮	具体的取組	未収額圧縮に向けた取組の強化
				2新手法による投資的経費の追加的圧縮		効率的で強力な賦課徴収体制の整備と運営
				3特別会計の改革		受益と負担の関係の適正化
				4公債発行の削減		新たな収入源の模索
				5戦略的不良債権処理の体制構築		
				6歳入確保策		
<p>【具体的取り組み】 新たな収入源の模索</p> <p>(1) 広報紙に広告を掲載し、広告収入を得て歳入確保を図る。          ・実例として、府政だよりに府住宅供給公社やNHKなど公共性の高い広告を掲載(各紙面の下段)していることから、公序良俗に反しないなど一定の制限のもとに、本市外郭団体・会社、区内の各種団体や工業会所属の企業、商店会、金融機関、医院等への協賛広告の依頼や行催事の案内などにより収入を確保する。          ・区広報紙は全戸配布であり、商業新聞の発行部数を圧倒しており、広告の効果は高く廉価で取り扱える。</p> <p>(2) ホームページに広告を掲載して、広告収入を得て歳入確保を図る。          ・区ホームページに広告を掲載することにより、広告収入を得て歳入の確保を図る。          (ただし、実施については関係先と協議を行い、条件が整い次第する。)</p> <p>(3) 庁舎敷地及び庁舎内に自動販売機等を設置して、使用料収入を得て歳入確保を図る。          ・自動販売機及び庁舎内壁面広告枠等を設置することにより、使用料を得て歳入確保を図る。</p> <p>【スケジュール】</p> <p>(1) 平成18年度関係機関と検討、平成19年度から実施。</p> <p>(2) 区で可能なことは実施していく。</p> <p>(3) 平成19年度から実施。</p>						

区ホームページ 各区アクセス件数表

	区	16年度	順位	17年度	順位	18年度	順位	19年度	順位
1	北 区	365,459	4	453,177	4	612,077	2	729,295	1
2	都 島 区	241,965	17	270,018	21	347,359	22	387,514	18
3	福 島 区	159,673	24	291,903	17	243,607	24	295,789	24
4	此 花 区	250,212	16	112,168	24	370,911	20	359,007	22
5	中 央 区	339,324	8	365,433	8	578,426	4	647,117	5
6	西 区	325,734	9	363,016	9	518,126	8	553,400	8
7	港 区	435,039	2	516,157	2	470,456	14	411,218	15
8	大 正 区	305,949	10	344,294	11	577,297	5	655,313	2
9	天王寺区	301,751	11	361,358	10	506,840	10	526,320	10
10	浪 速 区	232,788	19	299,492	16	370,224	21	380,617	20
11	西淀川区	237,888	18	312,121	13	417,850	15	392,232	17
12	淀 川 区	361,892	5	439,813	5	546,330	6	527,989	9
13	東淀川区	393,924	3	474,352	3	647,667	1	654,046	3
14	東 成 区	226,695	21	279,935	20	474,400	13	523,243	11
15	生 野 区	264,048	14	306,346	14	480,211	12	499,696	12
16	旭 区	207,760	22	267,268	22	542,230	7	563,708	7
17	城 東 区	793,965	1	731,607	1	609,813	3	651,112	4
18	鶴 見 区	347,240	7	378,640	7	498,340	11	418,119	14
19	阿倍野区	274,226	13	303,229	15	380,902	17	386,348	19
20	住之江区	230,768	20	284,259	19	377,767	18	424,788	13
21	住 吉 区	356,771	6	410,598	6	506,913	9	577,774	6
22	東住吉区	261,670	15	288,753	18	372,725	19	378,224	21
23	平 野 区	286,752	12	315,398	12	393,299	16	402,514	16
24	西 成 区	202,014	23	246,246	23	337,410	23	355,123	23
	合 計	7,403,507		8,415,581		11,181,180		11,700,506	

マネジメント改革	大項目	資産の流動化	課題	1施設の利用率の向上	具体的取組	利用者制限の緩和
				2施設の活用の見直し		一元的な利用案内情報の提供
				3土地の有効活用の促進		利用率の向上
<p>【現状】 区民センターの稼働率アップに向けた取組み ・ 旭区の地域的事情として、人口の減少、高齢者の比率拡大、清水・新森・太子橋などからの交通事情の問題、他に貸館施設が多いことなど、施設の立地条件などから利用者が少なく、よって稼働率が低い状況にある。 ・ 公的事業や事業への参加率は高く、年金生活者で比較的余裕のある世帯の占める割合が多い。 ・ 平成17年度の利用率が23.6%である。</p> <p>【何が問題か】 ・ 大ホール・集会室1・3は高い利用率で、小ホール・集会室2がほぼ高い利用率となっているが、和室・スタジオ(2室)・調理実習室・アトリエ兼工作室・控室(7室)といった部屋が大ホール等と比較して著しく利用率が低い。</p>				<p>【これまでの取り組み】 ・ 講習会事業の積極的な開催</p> <p>【今後の取組み課題】 (1) 区民センター利用率の向上</p>		

マネジメント改革	大項目	資産の流動化	課題	1 施設の利用率の向上	具体的取組	利用者制限の緩和
				2 施設の活用の見直し		一元的な利用案内情報の提供
				3 土地の有効活用の促進		利用率の向上
【具体的取組み】						
<p>(1) 区民センター利用率の向上            下記の取組みを行うことにより、50%以上の利用率の向上を目指す。</p> <p>飲食の規制緩和            ・ 小ホールを除き、飲食目的の利用であっても、社会的常識の範囲内での利用については規制を緩和する。</p> <p>優先使用の範囲拡大            ・ 区民センターの持つ地域コミュニティの活性化機能をより一層強化するため、小ホールの優れた施設機能を最大限有効活用し、芸術創造館の舞台公演など、文化・芸術性が高く、営利目的でない場合は、コミ協も後援や協賛する形で優先使用を促進する。</p> <p>調理実習室やスタジオ、アトリエ工作室等特別室の利用の促進            ・ コミ協とのタイアップ事業を民間業者(調理専門学校・カルチャー教室など)に働きかけ、使用料や受講料などでの収益アップを図る。            ・ コミ協においても特別室を活用した自主事業を企画する。</p> <p>免除団体に対する施設利用の促進            ・ 免除団体が小ホールを使用する場合は、控室の適切な利用について理解を得て、最大限控室の利用を促進して稼働率をあげる。</p> <p>利用促進のPRの取組み            ・ 施設利用のPRをコミ協のホームページ及び「COMネットあさひ」に掲載する。            ・ 地域振興会の町会班回覧や、区民まつりの協賛団体等に利用促進のためのダイレクトメールを実施する。</p> <p>利用手続きの改正 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">18年9月完了</span>            ・ 他区の区民センターの空室情報が窓口や電話で問合せができるようにするとともに、受付終了時刻を午後4時30分から午後9時30分まで延長する。</p>						
<p>【スケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度より順次実施していく。</li> </ul>						

マネジメント改革	大項目	組織の生産性の向上	課題	1業務プロセスの改善	具体的取組	共通管理業務の集約
				2事業の経営形態の見直し		
				3アウトソーシング(外部資源の活用)・民間委託の推進		局・区における業務プロセスの改善
				4官民協働(パブリック・プライベート・パートナーシップ=PPP)の推進		
				5恒常的評価体制の構築		
<p>【現状】 IT化の徹底を行い、ペーパーレス化をめざした業務プロセスの改善を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度より庁内情報利用端末を導入。現在台数67台(3.4人に1台)。</li> <li>・文書作成ソフト、表計算ソフトを活用し業務に利用。ただし十分に活用されているとは言い難い。</li> <li>・紙による所属内連絡・周知、会議室の予約。</li> </ul> <p>【予定】(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度中(18年1月)全職員に対し個人ID・メールアドレスの付与。</li> <li>・平成17年度(18年3月に44台)・18年度中(35台)に庁内情報利用端末を追加導入(計79台)。最終台数146台(1.6人に1台)。</li> </ul> <p>【何が問題か】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台数不足。</li> <li>・紙の使用量の増。</li> <li>・情報化研修の内容が職員のスキルレベルと合致せず、機器および各種アプリケーションソフトを業務の効率化に活かせていない。</li> <li>・大阪市全体としてはパソコン研修を実施してきたが、所属としてパソコン操作研修を実施してこなかった。</li> <li>・所属内共有サイトを開設できていない。</li> </ul>				<p>【これまでの取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・導入時に所属内研修を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・13年度3名、14年度117名、15年度27名(計147名)受講。</li> </ul> </li> <li>・ソフトウェア研修(中級)を実施。(大阪市) <ul style="list-style-type: none"> <li>・13年度4名、14年度4名、15年度6名、16年度5名(計19名)受講。</li> </ul> </li> <li>・平成17年3月9日 所属内で情報セキュリティ研修会を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・37名受講。</li> </ul> </li> </ul> <p>【今後の取組み課題】</p> <p>区における業務プロセスの改善 (IT化の徹底、ペーパーレス化を目指した業務改善)</p>		

マネジメント改革	大項目	組織の生産性の向上	課	1業務プロセスの改善	具体的取組	共通管理業務の集約
			題	2事業の経営形態の見直し		
				3アウトソーシング(外部資源の活用)・民間委託の推進		
				4官民協働(パブリック・プライベート・パートナーシップ=PPP)の推進		
				5恒常的評価体制の構築		
<p>【具体的取組み】 区における業務プロセスの改善 (1) 職員のスキルアップ ・所属内研修により職員のIT操作・利用のスキルアップ。 (所属グループウェアの利用方法、庁内メール操作方法の説明会を全職員対象に実施。) (アンケート実施の上、各自のレベルに応じた文書作成ソフト、表計算ソフトの研修を全職員対象に実施。)</p> <pre> graph LR     A[全職員] --&gt; B[所属内共有サイト 庁内メール操作 説明会]     B --&gt; C[アンケート]     C --&gt; D[文書作成ソフト 入門]     C --&gt; E[文書作成ソフト 初級]     D --&gt; F[表計算ソフト 入門]     E --&gt; G[表計算ソフト 初級]     </pre> <p>・(仮称)ITリーダーを配置し、リーダーによる全職員へのIT操作の技術指導や各課のIT利用による業務改善などの情報交換を行う。 19年5月完了</p>						
<p>【スケジュール】 (1) 平成18年度より順次実施。</p>						

マネジメント改革	大項目	組織の生産性の向上	課	1業務プロセスの改善	具体的取組	共通管理業務の集約
			題	2事業の経営形態の見直し		局・区における業務プロセスの改善
				3アウトソーシング(外部資源の活用)・民間委託の推進		
				4官民協働(パブリック・プライベート・パートナーシップ=P P P)の推進		
				5恒常的評価体制の構築		

【具体的取組み】

(2) 所属グループウェア・電子メールなどの利用による情報の即時共有化、ペーパーレス化

- ・会議室予約の電子化
- ・掲示板利用による行事予定等の周知等
- ・所属内、課内回覧の電子化(ex.新聞記事の切抜き)

〔掲示板のイメージ〕

- ・電子メール利用による庁内会議・各種連絡事項の周知
- ・窓口対応業務別冊子及び庁内データをデータベース化し、所属共用フォルダへ掲載、全職員での活用

〔スケジュール〕

(2) 平成17年度中に開設し、平成18年度から順次運用していく。

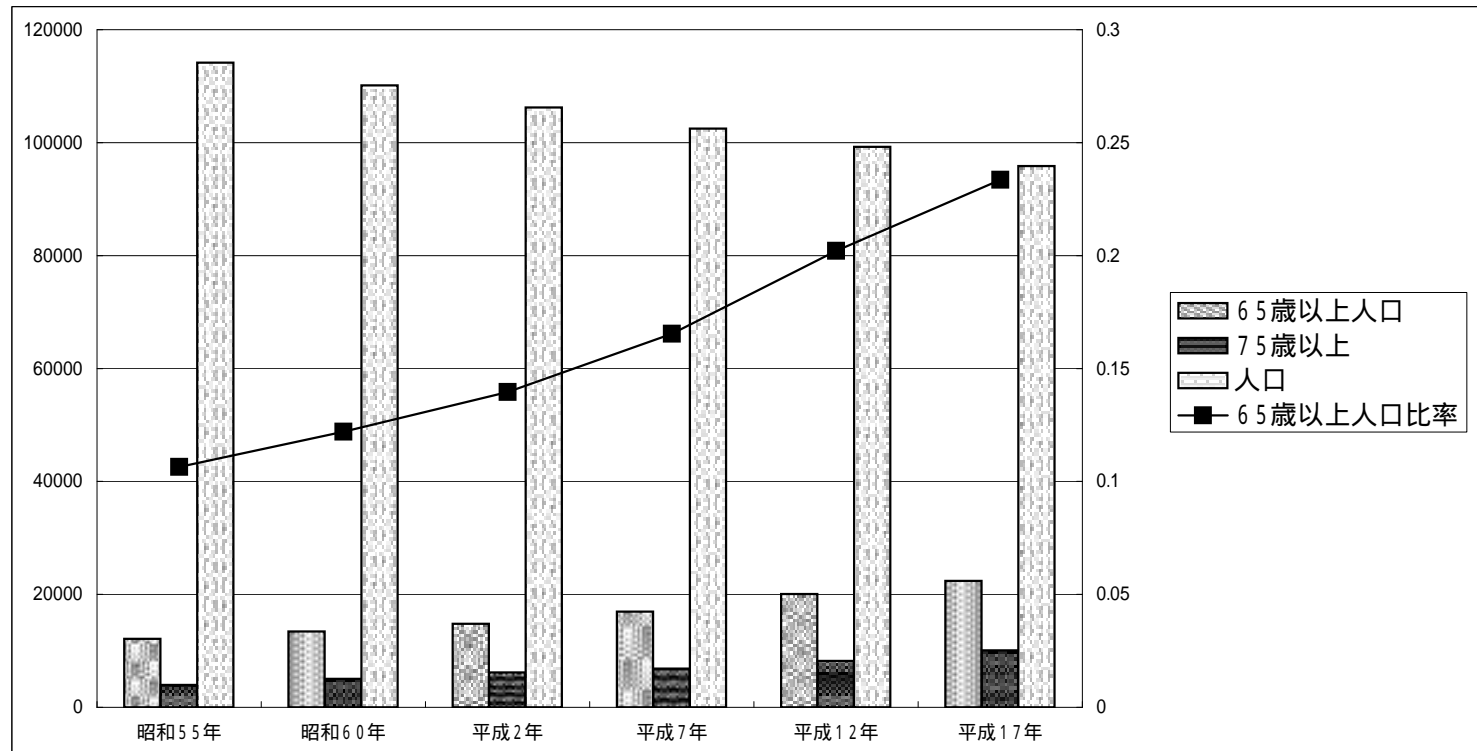
マネジメント改革	大項目	組織の生産性の向上	課題	1業務プロセスの改善 2事業の経営形態の見直し 3アウトソーシング(外部資源の活用)・民間委託の推進 4官民協働(パブリック・プライベート・パートナーシップ=PPP)の推進 5恒常的評価体制の構築	具体的取組	事務事業全般にわたる民間委託等の推進
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間委託化の可能な事務               <ul style="list-style-type: none"> <li>証明書発行の大量、定形事務                   <ul style="list-style-type: none"> <li>税務課の納税証明書等の発行事務                       <ul style="list-style-type: none"> <li>1名の職員と再任用職員1名が住民情報課のフロアで発行している。</li> <li>住民情報課の証明書発行事務                           <ul style="list-style-type: none"> <li>住民情報課の窓口で住民票写し、印鑑登録証明書等の発行</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>OB職員による窓口案内業務</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>【何が問題か】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間委託化可能な事務について               <ul style="list-style-type: none"> <li>証明書発行事務について                   <ul style="list-style-type: none"> <li>定形、大量事務の端末操作が主な作業で職員でなくても可能な作業である。</li> </ul> </li> <li>窓口案内業務について                   <ul style="list-style-type: none"> <li>民間のノウハウを活かせる業務である。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>				<p>【これまでの取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>税証明発行専用窓口の設置当初は、納税管理系の職員2名がローテーションで対応していたが、平成16年4月から、その内1名を再任用職員化した。</li> <li>住民情報課の証明書発行等については、他の戸籍の届出と同じ窓口で受け付けていることから、証明書等の発行事務で時間を要する場合は、係員を増員して対応している。</li> <li>窓口案内員1名を再雇用した。(本市OB職員)</li> </ul> <p>【今後の取組み課題】</p> <p>(1) 民間委託等の検討・実施</p>		

マネジメント改革	大項目	組織の生産性の向上	課題	1業務プロセスの改善	具体的取組	事務事業全般にわたる民間委託等の推進															
				2事業の経営形態の見直し																	
				3アウトソーシング(外部資源の活用)・民間委託の推進																	
				4官民協働(パブリック・プライベート・パートナーシップ=P P P)の推進																	
				5恒常的評価体制の構築																	
<p>【具体的取組み】</p> <p>(1) 民間委託等の検討・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証明発行窓口業務について、H18.7施行の公共サービス改革法に沿った民間委託を行うことにより、職員の減が可能となる。</li> <li>・ 住民情報担当では、証明書発行窓口と届出受付窓口を分けて設置することにより、証明書発行時間が短縮できるなどの効果が見込まれる。</li> </ul> <p>参考</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>証明書等発行件数</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税証明関係</td> <td>22,673件</td> <td>22,177件</td> <td>22,974件</td> <td>18,990件</td> </tr> <tr> <td>住民情報関係</td> <td>101,291件</td> <td>112,904件</td> <td>105,894件</td> <td>113,008件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口案内の民間委託化 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">19年4月完了</span></li> </ul> <p>サービス業の経験のある民間の派遣職員による窓口業務を行うことにより、経費の削減と、区民サービスの向上を図る。また、区役所職員に対しても接客対応の見本となり職員の意識向上が期待できる。</p> <p>【スケジュール】</p> <p>(1) 予算等条件が整い次第実施</p> <p>税および住民情報関係証明発行窓口業務の民間委託の実施については、戸籍事務の全市的電算処理化の具体的実施や要員の見直しが進んでいるので、こうした全市的動向を受けて改めて再検討を行う。</p>							証明書等発行件数	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	税証明関係	22,673件	22,177件	22,974件	18,990件	住民情報関係	101,291件	112,904件	105,894件	113,008件
証明書等発行件数	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																	
税証明関係	22,673件	22,177件	22,974件	18,990件																	
住民情報関係	101,291件	112,904件	105,894件	113,008件																	

マネジメント改革	大項目	組織の生産性の向上	課題	1業務プロセスの改善	具体的取組	他の法人(大阪府等)との連携
				2事業の経営形態の見直し		3アウトソーシング(外部資源の活用)・民間委託の推進
				4官民協働(パブリック・プライベート・パートナーシップ=P P P)の推進		
				5恒常的評価体制の構築		
<p>【現状】</p> <p>平成16年10月に旭区地域福祉アクションプラン策定委員会を立ち上げて以来、これまで、旭区社会福祉協議会とともに「いっしょにつくろう会」の開催、各校下での地域井戸端会議の開催、アンケート調査の実施、和んで座談会の開催、中学校生徒座談会の開催等アクションプランの策定に向けて、多くの区民の意見を集約してきた。</p> <p>旭区では65歳以上の高齢者割合が市内第2位であるとともに高齢者の単身世帯が大幅に増加している他、障害者手帳の所有者も急増するなど地域福祉の向上が早急に求められている。(次ページ以降 高齢者人口、高齢者世帯数、しょうがい者数)</p> <p>今後、地域福祉フォーラムを開催し中間まとめを行うとともに、年度末にかけてアクションプランの策定を進めていく。</p> <p>平成18年度以降は、各校下の地域井戸端会議等を定期的実施するとともに、具体的なアクションプランを実施していく必要がある。</p> <p>【何が問題か】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旭区は市内でも高齢者が多い。65歳以上人口23.24%(市内2位、平成17年4月1日)</li> <li>中でも高齢者単身世帯は増加しており(3740人、4818人)、今後、少子高齢社会の進展とともにさらに増加するものと予想される。</li> <li>高齢者等の孤独死の予防や災害時の安否確認など地域での見守りを支援する体制づくりが必要。</li> <li>そのためには、地域井戸端会議や各種座談会など地域に根ざした啓発活動や交流活動を行い、様々な立場の人々が、自らのできることは自らで行うという地域福祉アクションプランの気運を高めることが重要である。</li> <li>また、地域福祉のアクションプランの取り組みは、行政、地域住民等がそれぞれの立場から取り組んでいく必要があり、区役所としても全庁的な取り組みが必要である。</li> </ul>				<p>【これまでの取り組み】</p> <p>旭区社会福祉協議会とともに「いっしょにつくろう会」の開催、各校下での地域井戸端会議の開催、アンケート調査の実施、和んで座談会の開催、中学校生徒座談会の開催等アクションプランの策定に向けて、多くの区民の意見を集約してきた。</p> <p>【今後の取組み課題】</p> <p>市民・地域団体等との健全な協働の推進</p> <p>(1)地域の人々が交流し、助け合う拠点(地域見守り支援センター)の設立支援を行う。</p> <p>(2)地域に根ざした啓発活動や交流活動を行い、様々な立場の人々が、自発的に自らのできることは自らで行うという地域福祉アクションプランの趣旨にそった気運を高める。</p>		

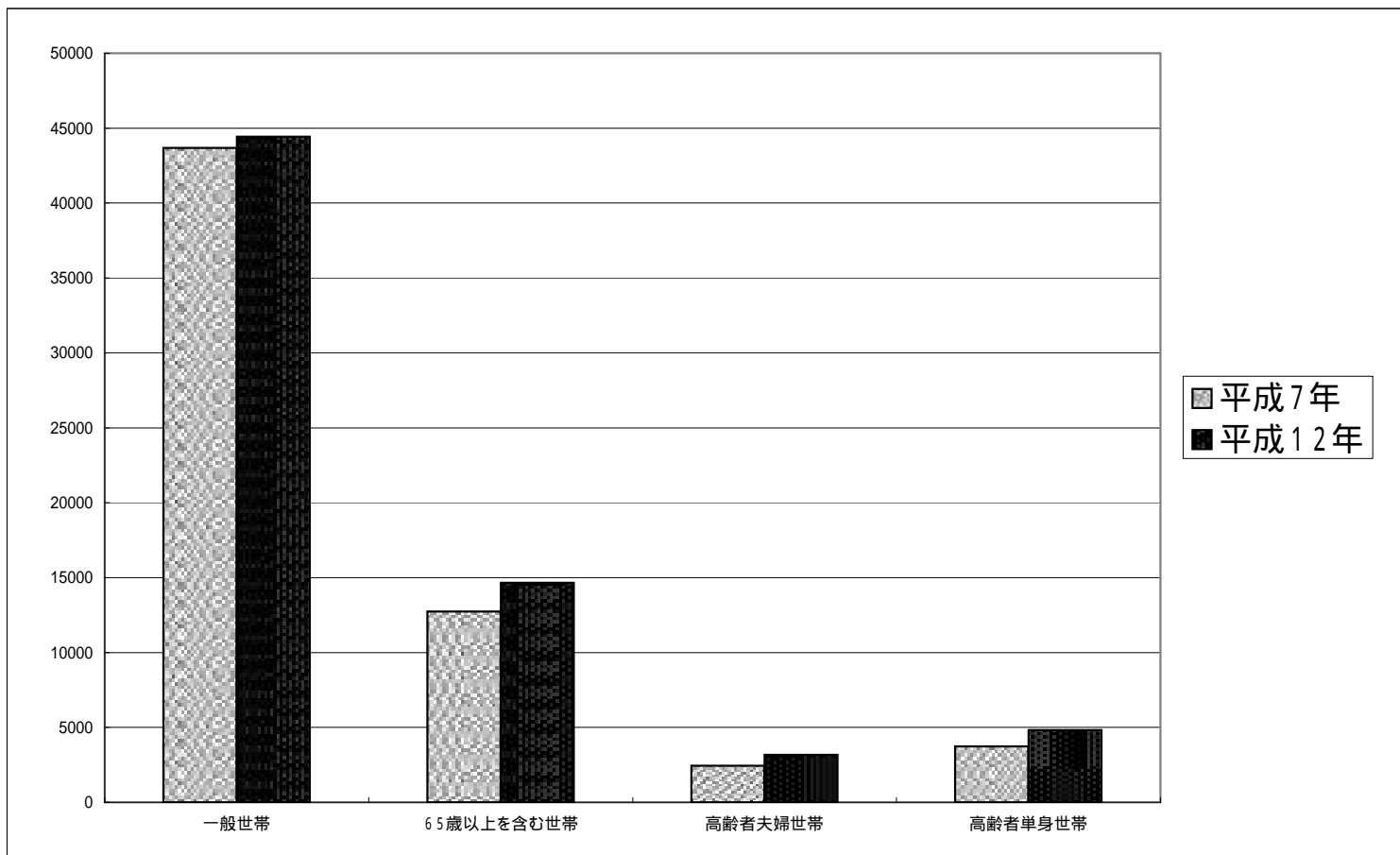
## 高齢者人口

	人口	65歳以上人口	75歳以上	65歳以上人口比率	備考
昭和55年	114,182	12,148	3,949	10.64%	国勢調査
昭和60年	110,147	13,440	5,060	12.20%	国勢調査
平成2年	106,203	14,822	6,201	13.96%	国勢調査
平成7年	102,500	16,952	6,876	16.54%	国勢調査
平成12年	99,231	20,047	8,225	20.20%	国勢調査
平成17年	95,853	22,383	10,115	23.35%	17.9.1推計人口



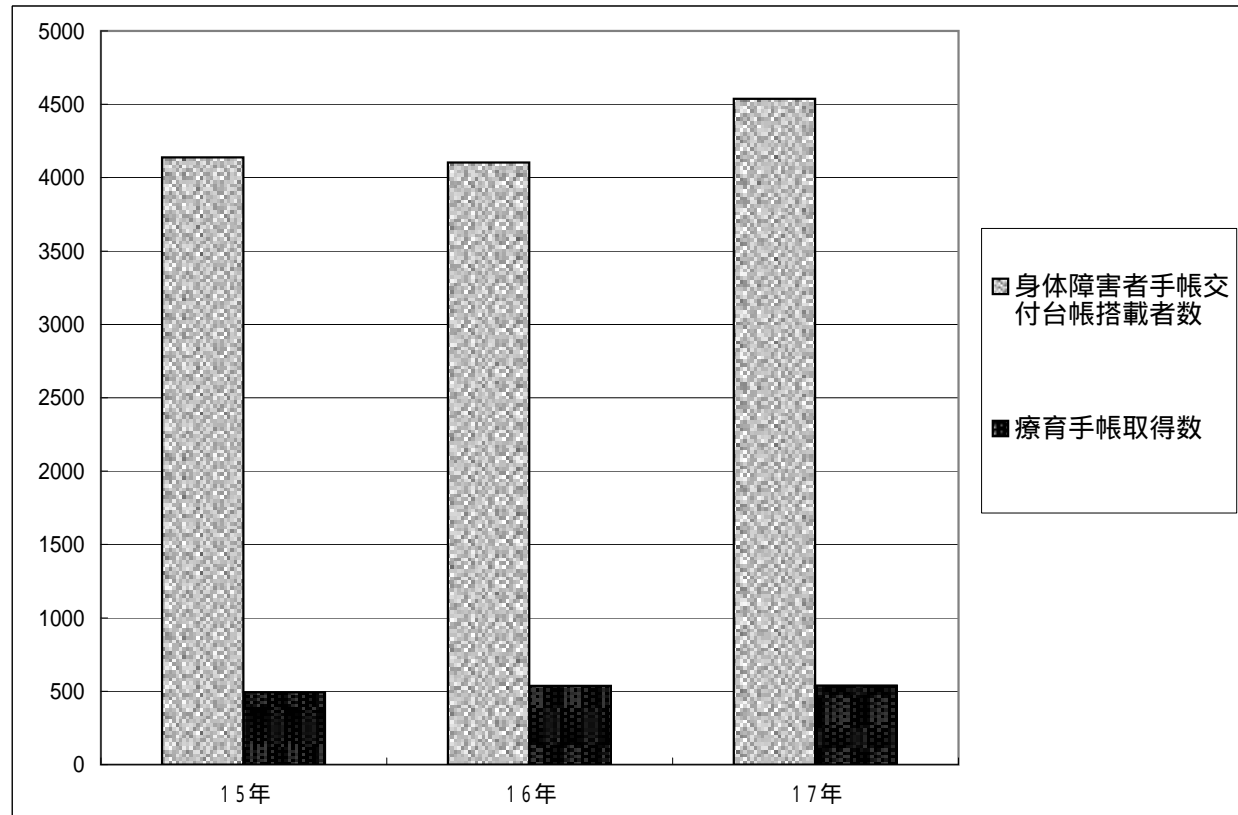
## 高齢者世帯

	一般世帯	65歳以上を含む世帯	高齢者夫婦世帯	高齢者単身世帯	備 考
平成7年	43,675	12,734	2,450	3,740	国勢調査
平成12年	44,426	14,649	3,160	4,818	国勢調査



## しょうがい者

	身体障害者手帳交付台帳搭載者数	療育手帳取得数
15年	4,139	492
16年	4,104	537
17年	4,537	539



マネジメント改革	大項目	組織の生産性の向上	課	1業務プロセスの改善	具体的取組	他の法人(大阪府等)との連携
				2事業の経営形態の見直し		市政全般への民間企業等との協働の推進
				3アウトソーシング(外部資源の活用)・民間委託の推進		市民・地域団体等との健全な協働の推進(地域福祉アクションプランの推進)
			題	4官民協働(パブリック・プライベート・パートナーシップ=P P)の推進		
				5恒常的評価体制の構築		
【具体的取組み】						
<p>(1)地域の人々が交流し、助け合う拠点(地域見守り支援センター)の設立支援を行う。支援体制を構築準備し、条件が整い次第、設立支援を行う。公共施設の空きスペースなどを活用して見守り拠点をつくり、一人暮らしの高齢者等見守り支援を必要とする人々に電話等を利用し安否確認を行う。また、地域住民、ボランティア等の参加も促し、簡単な相談窓口や世代間交流を促す場とすることも検討する。</p> <p>(2)地域に根ざした啓発活動や交流活動を行い、地域福祉アクションプランの趣旨にそった気運を高める。</p> <p>地域福祉アクションプラン推進委員会 年間5回 地域井戸端会議(住民懇談会) 年間3回 しょうがい者等座談会 年間3回</p> <p>アンケート調査 1回 平成18年度実施済</p> <p>たきだしまつり 年間3回 災害時に取り残されてしまいがちな子ども、しょうがい者、高齢者と一緒に、避難場所の体験やたきだしを行う防災訓練「たきだしまつり」に参加し、近隣の住民の皆さんと顔見知りになる。また、「たきだしまつり」を通じ地域の中学生の力を生かす。</p> <p>「お守りカード」の配布 随時 一人暮らしの高齢者などが外出先で緊急事態が起こった時のために、緊急時の連絡先等を記入した「お守りカード」を常に持ち歩くようにし、もしもの時に備える。</p> <p>区、区社協のホームページに掲載 随時 区広報に掲載 随時</p>						
<p>【地域見守り支援センターイメージ図】 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">平成19年度雇用施策推進基金充当事業により実施</span></p>						
<p>【スケジュール】</p> <p>(1)は平成19年度雇用施策推進基金充当事業により試行実施。 (2)は平成18年度から実施</p>						

マネジメント改革	大項目	組織の生産性の向上	課題	1業務プロセスの改善	具体的取組	他の法人(大阪府等)との連携
				2事業の経営形態の見直し		3アウトソーシング(外部資源の活用)・民間委託の推進
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、旭区内のボランティアグループは、旭区ボランティアビューロー(旭区社会福祉協議会)に登録されている登録ボランティアが37団体(H17.9.30現在)、NPO法人は20団体(H17.10.1現在)である。</li> <li>・過去3年のデータを見ると、登録ボランティア団体の数は大きな変化はないが、NPO法人については飛躍的に増加している。</li> <li>・登録ボランティア・NPO法人活動の情報提供の場を提供している。</li> <li>・日ごろから旭区社会福祉協議会が中心となり、ボランティア団体との情報交換を行っている。</li> </ul> <p>(参考資料) NPO法人・登録ボランティア団体数調べ(旭区)... 次ページ</p> <p>【何が問題か】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、ボランティア・NPO等の具体の活動内容の把握が困難で、どの団体が行政と協働できるのか区としての支援の方法が定まっていない。</li> </ul>				<p>【これまでの取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、ボランティア・NPO活動に対する支援は所管であるコミュニティ協会が行うこととなっているが、これまではほとんど支援の実績がない。</li> <li>・区としては、これまでボランティア団体の活動への協力として啓発コーナーを提供しており、ポスターの掲示並びに活動チラシの掲出などの支援を行ってきた。</li> <li>・しかし、現在のところ掲示・掲出依頼件数は少なく、ポスターの掲示依頼が2ヶ月に1件程度、チラシの掲出依頼が1ヶ月に1件程度にとどまっている。</li> <li>・ただし、一方で区の大事業の1つである「花しょうぶフェスティバル」では、ここ数回NPO法人の協力を得て共催で実施している。</li> <li>・また「広報あさひ」では、あさひのひろばやクローズアップコーナーなどでボランティアの活動内容を紹介している。</li> </ul> <p>【今後の取組み課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民・地域団体等との健全な協働の推進</li> <li>(1) 登録ボランティア、NPO法人に対する活動支援の強化</li> <li>(2) メールマガジンの発行(子育て情報)</li> </ul>		

NPO法人・登録ボランティア 団体数調べ(旭区)

【活動種別別団体数の推移】

活動の種類	NPO法人				登録ボランティア団体			
	15.3.13 現在	16.1.5 現在	17.3.31 現在	最新 17.10.1	15.3.31 現在	16.3.31 現在	17.3.31 現在	最新 17.12.1
1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	3	9	16	14	21	22	25	25
2 社会教育の推進を図る活動	3	7	10	9	2	2	2	2
3 まちづくりの推進を図る活動	2	4	8	8	11	11	13	16
4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	3	6	8	7	0	0	0	0
5 環境の保全を図る活動	2	4	6	6	0	0	0	0
6 災害救援活動	0	0	1	1	1	1	1	1
7 地域安全活動	1	1	3	3	3	3	3	3
8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	1	2	4	4	1	1	1	1
9 国際協力の活動	2	2	4	4	0	0	0	0
10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	1	2	5	4	1	1	1	1
11 子どもの健全育成を図る活動	4	8	12	12	11	12	15	17
12 情報化社会の発展を図る活動	-	0	0	0	0	0	0	0
13 科学技術の振興を図る活動	-	0	0	0	0	0	0	0
14 経済活動の活性化を図る活動	-	0	1	1	0	0	0	0
15 職業能力の開発又は雇用機会拡充の支援活動	-	0	7	2	0	0	0	0
16 消費者の保護を図る活動	-	0	0	4	0	0	0	0
17 1-16の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡助言又は援助の活動	1	4	8	8	0	0	0	0
旭区の合計団体数	6	14	22	20	28	30	35	38
大阪市24区の合計団体数	498	711	1,096	1,172				

活動の種類は重複あり

マネジメント改革	大項目	組織の生産性の向上	課	1業務プロセスの改善	具体的取組	他の法人(大阪府等)との連携
			題	2事業の経営形態の見直し		市政全般への民間企業等との協働の推進
				3アウトソーシング(外部資源の活用)・民間委託の推進		市民・地域団体等との健全な協働の推進(登録ボランティア・NPOに対する支援強化)
				4官民協働(パブリック・プライベート・パートナーシップ=P P P)の推進		
				5恒常的評価体制の構築		
【具体的取組み】						
<p>市民・地域団体等との健全な協働の推進</p> <p>(1) 登録ボランティア、NPO法人に対する活動支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近年飛躍的に増加しているNPO法人の活動内容を見ると、1番目に「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」、2番目に「子どもの健全育成を図る活動」、3番目に「社会教育の推進を図る活動」の順で活動数が多く、登録ボランティアについても同様の傾向が見られる。</li> <li>・ これらボランティア団体の活動は近年特に活発化してきており、この貴重な民間活力を行政施策に生かしていくことがこれからの「まちづくり」には極めて重要である。</li> <li>・ 旭区社会福祉協議会、旭区コミュニティ協会が中心となって、NPO・ボランティアの活動目的により活動場所や機材の提供を行うなど支援を行う。</li> <li>・ 行政の行っている事業のうち、NPOの特性が適切に発揮できるものは、NPO等と協働して進めていくこととする。</li> </ul> <p>(2) メールマガジンの発行(子育て情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て情報を市民・子育て関係団体へダイレクトに発信するメールマガジンの発行に取組む。</li> </ul>						
【スケジュール】						
<p>(1) 平成17年度協働の仕方を含めて検討、平成18年度実施</p> <p>(2) 平成18年度に検討し、平成19年度実施。</p>						

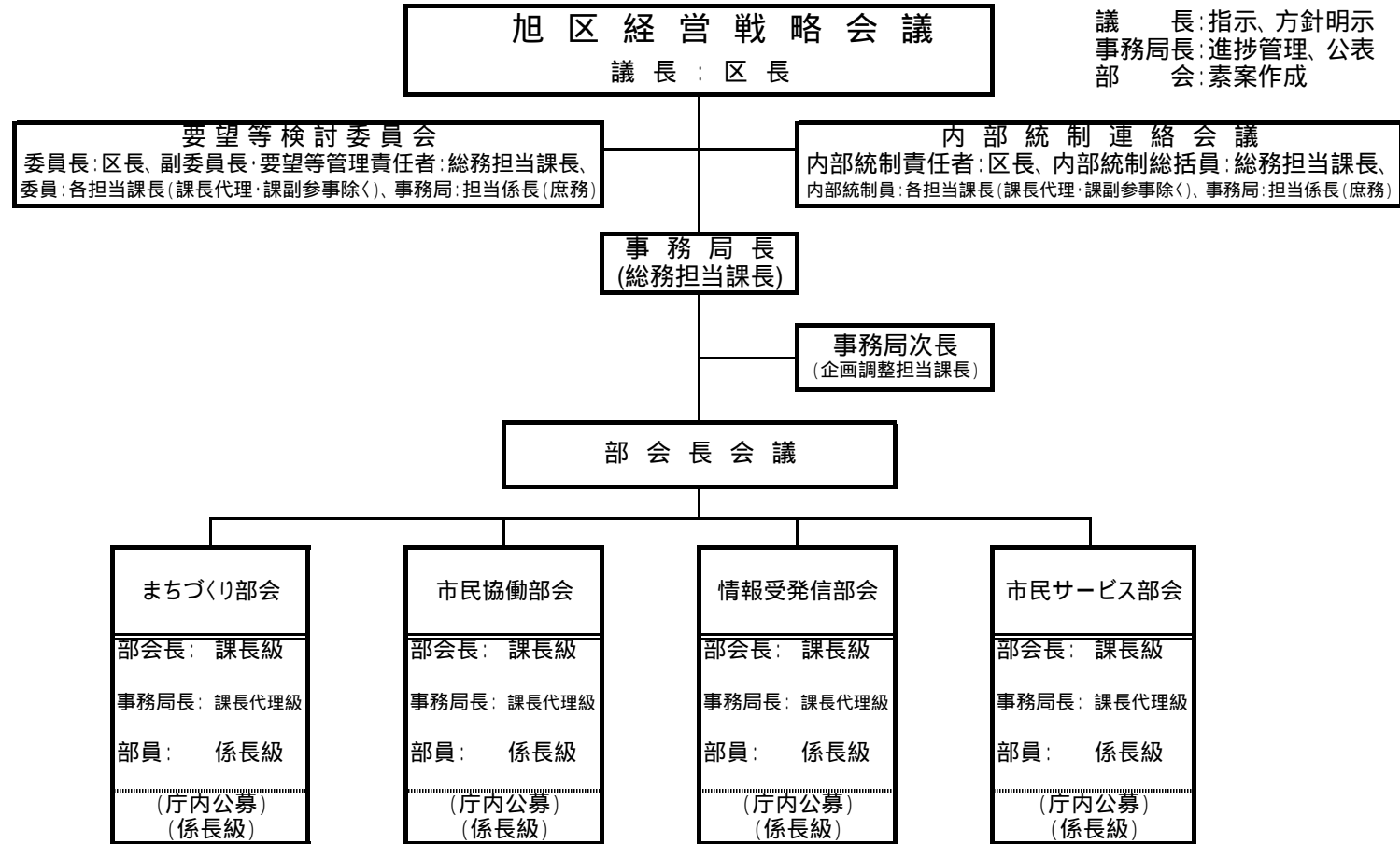
マネジメント改革	大項目	組織の生産性の向上	課題	1業務プロセスの改善	具体的取組	他の法人(大阪府等)との連携
				2事業の経営形態の見直し		
				3アウトソーシング(外部資源の活用)・民間委託の推進		
				4官民協働(パブリック・プライベート・パートナーシップ=P P P)の推進		
				5恒常的評価体制の構築		
【現状】		【これまでの取り組み】				
<p>・最近子どもを狙った事件や犯罪が多発しており、旭区では、「地域の子どもの安全は、地域ぐるみで守る」と各校下で子どもの安全を守るため、登下校時などに通学路に立ったり、自転車でパトロールするなど、地域の多くの方々が子どもの見守り活動を行っている。</p>		<p>・地域では「こども110番の家」の旗やステッカーの掲示、自転車前かごに「こども110番の車」を取り付け、地域での啓発と抑止活動を行っている。</p> <p>・区役所をはじめ、環境事業局収集車や郵政公社の集配車、自転車に「こども110番の車」を取り付けて公共機関としての協力体制をとっている。</p> <p>・事務用自動車で下校時に啓発活動を行っている。</p>				
<p>【何が問題か】</p> <p>・子ども見守り活動には、地域振興会・PTA・民生委員・少年補導員・青少年指導員など各種団体役員や時間的に余裕のある高齢者が子ども見守り活動を行っているが、必ずしも統一的でなく、取組みの規模も異なり地域の実情が把握できていない。</p> <p>・「旭区安全なまちづくり推進協議会(会長は区長、事務局は警察署)」は設置され、一部ひたくり多発の2校下で夜間巡視が行われているが、全地域に広がっておらず、協議会活動としての活動は停滞している。</p>		<p>【今後の取組み課題】</p> <p>市民・地域団体等との健全な協働の推進</p> <p>(1) 子ども見守り活動の支援</p>				

マネジメント改革	大項目	組織の生産性の向上	課題	1業務プロセスの改善	具体的取組	他の法人(大阪府等)との連携
				2事業の経営形態の見直し		
				3アウトソーシング(外部資源の活用)・民間委託の推進		
				4官民協働(パブリック・プライベート・パートナーシップ=P P P)の推進		
				5恒常的評価体制の構築		
【具体的取組み】						
<p>市民・地域団体等との健全な協働の推進</p> <p>(1) 子ども見守り活動の支援          子ども見守り活動は地域で自主的に取り組まれているが、区全体としての統一的な取り組みとするため、「旭区安全なまちづくり推進協議会」を中心に、地域の子どもの見守り活動をサポートしていく立場で、次のとおり支援活動を行う。<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">平成19年12月完了</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども見守り活動用として、全員にロゴ入り「安全キャップ」を支給し、地域全体の一体感と連携を図る。</li> <li>・青少年育成推進会議の協力を得て、新たな駆け込み協力家庭の開拓・ステッカーの交付などを行う。</li> <li>・「旭区安全なまちづくり推進協議会」に各校下子ども見守り隊の連絡会を設置して、取組み状況や情報交換ができる場を設定して地域の取組み水準をレベルアップする。</li> </ul> <p>(スケジュール)</p> <p>(1) 平成17年度より順次実施。</p>						

マネジメント改革	大項目	組織の生産性の向上	課題	1業務プロセスの改善	具体的取組	局・区経営方針と連動した行政評価
				2事業の経営形態の見直し		
				3アウトソーシング(外部資源の活用)・民間委託の推進		
				4官民協働(パブリック・プライベート・パートナーシップ=P P P)の推進		第三者委員会による独立した包括的評価体制の確立
				5恒常的評価体制の構築		
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまで事業の推進計画は、企画推進会議で施策要望の主なテーマを選定し、原案について検討、協議を行ってきた。</li> <li>施策要望以外で区においては独自の施策を実施する場合、関係部署で原案が検討、協議され、全体会議で施策として取り組んできた経過はない。</li> </ul> <p>【何が問題か】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの企画推進会議では、区長施策要望のテーマの選定、状況報告が中心であった。</li> <li>施策要望の実現やその進捗管理、成果のチェックなどが行われてこなかった。</li> <li>また、区民ニーズの把握を行い、長期展望にたった政策方針が存在しなかったために当面の施策について検討協議がなされてきた。</li> </ul>				<p>【これまでの取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度は、企画推進会議において、区長施策要望のテーマについて、提起され、検討・協議が進められた。</li> <li>その結果、ユニバーサルデザインの取組みが決定された。</li> <li>しかし、その施策要望の取り扱いについての進捗状況は、企画推進会議に諮られていない。</li> </ul> <p>【今後の取組み課題】</p> <p>戦略計画と連動した行政評価</p> <p>(1) 区長を議長として、経営戦略会議を設置し、区政改革方針の実施およびその進捗管理を行う。また、区政の意思決定機関と位置付け、区長改革マニフェストのチェック体制の基本とする。</p>		

マネジメント改革	大項目	組織の生産性の向上	課題	1業務プロセスの改善	具体的取組	局・区経営方針と連動した行政評価
				2事業の経営形態の見直し		
				3アウトソーシング(外部資源の活用)・民間委託の推進		
				4官民協働(パブリック・プライベート・パートナーシップ＝P P P)の推進		
				5恒常的評価体制の構築		
【具体的取組み】						
<p>戦略計画と連動した行政評価</p> <p>(1) 経営戦略会議の設置 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">18年3月完了</span>        区長の改革方針の実現を目的とする。        区政改革方針の進捗管理、進捗状況の公表        区の経営方針の策定        (市民の声、アンケート等による区民ニーズの把握を行い、区として、今後の取り組むべき課題について具体的な対応策を作成する。)</p> <p>経営戦略会議の構成        区長を議長として、各課長、庶務担当係長及び庁内公募による係長級を構成メンバーとする。        構成は、次の4部会の編成とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちづくり部会</li> <li>・ 市民協働部会</li> <li>・ 情報受発信部会</li> <li>・ 市民サービス部会</li> </ul> <p>(次ページ 経営戦略会議構成図)</p>						
<p>〈スケジュール〉</p> <p>(1) については平成17年度に設置</p>						

# 旭区経営戦略会議の構成



コンプライアンス改革	大項目	透明性の確保	課題	1 公正確保の仕組みづくり	具体的取組	内部統制システムの確立
				2 情報公開の徹底		外部監視制度の構築
				3 財務情報の開示		入札制度(電子入札)の改革
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当区職員による出産一時金の公金詐取が起った。</li> <li>・超勤の不適切な処理など昨年末以降メディアに取り上げら、懲戒戒告、文書訓告など処分があった。</li> </ul> <p>【何が問題か】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令遵守が徹底できていない。</li> <li>・内部的な不適正な事象を職員内部から明らかにする仕組みがない。</li> <li>・個々の職員が外部から不当な圧力を受ける可能性があるが、組織的な予防策がとられていない。</li> </ul>				<p>【これまでの取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・例年総務局人事課から「服務規律確保」の通知が出されている。</li> <li>・人事処分の情報公開を定期的に行うことになった。</li> <li>・区長による職場巡視</li> <li>・服務規律の確保の周知徹底</li> </ul> <p>【今後の取組み課題】</p> <p>内部統制システムの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭区経営戦略会議の中に課長級による委員会を設置する。</li> <li>・内部統制システムを確立して服務規律や事故防止を徹底する。</li> <li>・重大な服務規律違反については情報公開を行う。</li> <li>・法令遵守にかかる研修を行う。</li> <li>・区長と職員との意見交換会を随時設ける。</li> </ul> <p>要望等検討委員会を設置</p> <p>行政対象暴力対策連絡協議会旭区役所部会を設置</p>		

コンプライアンス改革	大項目	透明性の確保	課題	1 公正確保の仕組みづくり	具体的取組	内部統制システムの確立																								
				2 情報公開の徹底		外部監視制度の構築																								
				3 財務情報の開示		入札制度(電子入札)の改革																								
<p>【具体的取組み】</p> <p>内部統制システムの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「業務の有効性と効率性の向上」また「業務の透明性と説明責任の向上」を目的として、課長級による連絡会議を設置する。 <span style="float: right;">18年5月完了</span></li> <li>・内部統制システムを確立して服務規律や事故防止を徹底する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">内部統制連絡会議構成図</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">内部統制責任者</td> <td style="width: 25%;">所属長(区長)</td> <td style="width: 25%;">内部統制員</td> <td style="width: 25%;">各課長</td> </tr> <tr> <td>内部統制総括員</td> <td>人事担当課長(総務課長)</td> <td>事務局</td> <td>人事担当係長(庶務係長)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部統制に係る内容を情報公開する。(組織内部での隠蔽は行わない)</li> <li>・委員会による法令遵守に係る研修を実施する。</li> <li>・職場内の風とうしを良くするため、区長と職員との意見交換会を随時設ける。(平成17年度中に実施、平成18年度以降も必要に応じて実施。)</li> <li>・平成20年に発覚した不適正資金が当区にも存在したことを深く反省・自覚し、再発防止のため会計事務研修・コンプライアンス研修を実施するほか、職務の適正執行・公金の適正管理を厳正に行う。</li> </ul> <p>要望等検討委員会を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対する要望等への対応を協議し、適正な対応を確保するため、委員会を設置 <span style="float: right;">18年9月完了</span></li> </ul> <p style="text-align: center;">要望等検討委員会構成図</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">委員長</td> <td style="width: 25%;">区長</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>総務課長を除く課長級職員(課長代理及び課副参事を除く)</td> </tr> </table> <p>行政対象暴力対策連絡協議会旭区役所部会を設置 <span style="float: right;">18年9月完了</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における行政対象暴力への対策を推進するため、部会を設置する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">旭区役所部会構成図</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">部会顧問</td> <td style="width: 75%;">旭警察署長</td> </tr> <tr> <td>部会長</td> <td>旭区長</td> </tr> <tr> <td>副部会長</td> <td>旭区役所総務課長・旭警察署刑事課長</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>旭警察署警備課長、刑事課暴力犯係長、警備課警備係長</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>旭区行政連絡調整会議メンバー</td> </tr> </table> <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度に設置</li> <li>平成18年度に設置</li> </ul>							内部統制責任者	所属長(区長)	内部統制員	各課長	内部統制総括員	人事担当課長(総務課長)	事務局	人事担当係長(庶務係長)	委員長	区長	副委員長	総務課長	委員	総務課長を除く課長級職員(課長代理及び課副参事を除く)	部会顧問	旭警察署長	部会長	旭区長	副部会長	旭区役所総務課長・旭警察署刑事課長	委員	旭警察署警備課長、刑事課暴力犯係長、警備課警備係長	同	旭区行政連絡調整会議メンバー
内部統制責任者	所属長(区長)	内部統制員	各課長																											
内部統制総括員	人事担当課長(総務課長)	事務局	人事担当係長(庶務係長)																											
委員長	区長																													
副委員長	総務課長																													
委員	総務課長を除く課長級職員(課長代理及び課副参事を除く)																													
部会顧問	旭警察署長																													
部会長	旭区長																													
副部会長	旭区役所総務課長・旭警察署刑事課長																													
委員	旭警察署警備課長、刑事課暴力犯係長、警備課警備係長																													
同	旭区行政連絡調整会議メンバー																													

コンプライアンス改革	大項目	透明性の確保	課題	1 公正確保の仕組みづくり	具体的取組	情報公開制度の原則公開運用の定着
				2 情報公開の徹底		積極的に情報開示していく行政運営スタイルの転換
				3 財務情報の開示		監理団体・関連団体の情報公開に徹底
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度 情報公開請求件数 6件 (17年11月末現在) <ul style="list-style-type: none"> <li>公開 1件</li> <li>部分公開 3件</li> <li>非公開 1件</li> </ul> </li> <li>平成16年度 情報公開請求件数 6件 <ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供 1件</li> <li>公開 2件</li> <li>部分公開 2件</li> <li>非公開 1件</li> <li>情報提供 2件</li> </ul> </li> <li>公開制度の改正や「指針」の作成</li> </ul> <p>【何が問題か】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報公開制度の改正や「指針」の作成によって、制度は整備されてきているが、個人情報の保護の観念を重視しすぎる傾向が強く「原則公開」の運用が、職員意識の中でなかなか定着していない。</li> </ul>				<p>【これまでの取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年 7月 「情報公開推進のための指針」を、担当者会議で周知、説明。</li> <li>平成17年 8月 「大阪市の実施機関が保有する情報の提供及び公表の実施に関する指針」を各課へ周知。</li> <li>平成17年 10月 「情報公開請求に係る写しの交付を郵送で行う場合の費用徴収について(通知)」を各課へ周知。</li> <li>平成17年11月 「情報公開推進のための指針追加事例集」を各課へ周知。</li> </ul> <p>【今後の取組み課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報公開制度の原則公開運用の定着</li> <li>早めに開示していく行政運営スタイルへの転換</li> </ul>		

コンプライアンス改革	大項目	透明性の確保	課題	1 公正確保の仕組みづくり	具体的取組	情報公開制度の原則公開運用の定着
				2 情報公開の徹底		積極的に情報開示していく行政運営スタイルの転換
				3 財務情報の開示		監理団体・関連団体の情報公開に徹底
【具体的取組み】						
<p>情報公開制度の原則公開運用の定着及び早期開示していく行政運営スタイルへの転換</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ガラス張り」の市政を実現し、市民の市政参加を推し進める観点から、これまでの情報公開の徹底に関する取りくみに加えて、請求を待つまでもなく、市民が必要とする情報が、わかりやすく確実に伝わる、「積極的な情報開示・市民との情報共有」していく姿勢を職員に徹底させる。</li> <li>・全職員を対象に研修会を実施。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">19年12月完了</span></li> <li>・市民が必要とする情報をわかりやすく効果的には発信するため、ホームページの全面リニューアルをはじめ、広報ツールの改善を行う。</li> </ul>						
【スケジュール】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員を対象とした研修会を 平成18年度中に全職員の1/2実施 平成19年度中に全職員の1/2実施</li> <li>・ホームページの全面リニューアルをはじめ、広報ツールの改善については、19年度から着手し20年度から実施</li> </ul>						

コンプライアンス改革	大項目	社会責任の遂行	課題	1「安全」の確保	具体的取組	安全管理に関する全庁的な取組み体制の確立
				2環境への配慮		多発する交通事故の削減に向けた対策の導入
				3個人情報の保護		市民利用施設における事故の削減に向けた対策の導入
<p>【現状】</p> <p>・ここ数年、事故は発生していないが、建築・設備面において課題はある。</p>				<p>【これまでの取り組み】</p> <p>・天井の低い部分は、クッション素材を取り付けた。          ・老朽化した階段の手摺りを新しくした。          ・庁舎外のレイアウトについては、歩道を自転車で通ったり、駐輪をしたりしないよう大きな表示をし、注意を促している。</p>		
<p>【何が問題か】</p> <p>・大井(1ヶ所)が低く、背の高い人がぶつかる。          ・床の仕上げ材が滑りやすいところがある。          ・庁舎外のレイアウトが悪く、歩道を自転車で通ったり、駐輪をしたりする。</p>				<p>【今後の取組み課題】</p> <p>(1)安全管理の徹底</p>		

コンプライアンス改革	大項目	社会責任の遂行	課題	1「安全」の確保	具体的取組	安全管理に関する全庁的な取組み体制の確立
				2環境への配慮		多発する交通事故の削減に向けた対策の導入
				3個人情報保護		市民利用施設における事故の削減に向けた対策の導入
【具体的取組み】						
<p>(1)安全管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全庁的な安全管理体制と連携する。</li> <li>・危険な個所の調査・点検を行い、注意を促すための表示をするなど、事故の防止に向けて取り組む。</li> </ul>						
【スケジュール】						
平成18年度から実施						

コンプライアンス改革	大項目	社会責任の遂行	課題	1「安全」の確保	具体的取組	大阪市自らが率先した環境保全行動の強化
				2環境への配慮		環境関連計画の推進
				3個人情報保護		
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境施策については、これまで本市全体として全国でも先駆的な取り組みを実施してきた。</li> <li>・当区においても、本市の環境目的・目標に基づき、目標の達成のために取り組んできた。</li> </ul> <p>【何が問題か】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書などの個人データ - が多く、両面コピーやミスコピー用紙の裏面再利用の実施率が上がっていない。</li> <li>・熱源として、都市ガスを利用した冷暖房設備では、エネルギー使用量の削減対策に苦慮している。</li> <li>・職員の環境に配慮した行動のより一層の実践が求められている。</li> <li>・環境施策は区が区民・事業者と一体になって進めていくべきで、とりわけ行政自身が取り組むべき余地がなお残されている。</li> </ul>				<p>【これまでの取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年12月ISO14001の認証を取得</li> <li>・旭区職場環境管理推進体制の確立</li> <li>・エネルギー使用量の削減</li> <li>・コピー用紙使用量の削減</li> <li>・上水使用量の抑制</li> <li>・再生可能な紙ごみのリサイクルの促進</li> <li>・廃棄物量の削減</li> <li>・事務用品などのグリーン購入の促進</li> <li>・再生紙のコピー用紙に利用の促進</li> <li>・印刷物などの再生紙の利用促進</li> <li>・グリーン配送の促進</li> <li>・テナントに対する環境目的および目標達成のための協力要請</li> </ul> <p>【今後の取組み課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旭区役所自らが率先した環境保全行動の強化</li> </ul>		

コンプライアンス改革	大項目	社会責任の遂行	課題	1「安全」の確保	具体的取組	大阪市自らが率先した環境保全行動の強化
				2環境への配慮		環境関連計画の推進
				3個人情報保護		
【具体的取組み】						
旭区自らが率先した環境保全行動の強化						
(1)職員全員による積極的な環境活動の取り組み						
<p>現在、庁内環境保全行動計画(エコオフィス21)にそって、環境保全の取り組みを展開している。          今後はそれを継続させる一方で、区長の責任のもとで区独自に取り組む重要事項とその目標を定めて積極的に実施していく。          ・年度当初(人事異動後)に、旭区職場環境管理推進会議を開催し、職場環境管理実行責任者及び職場環境管理推進員の責任と役割を徹底する。          ・環境活動の取り組みに関するポスターやピラを作成し、職場にとどまらず家庭などでも環境に配慮した取り組みができるよう、職員の環境に対する意識を高める。</p>						
		エネルギー使用量	使用量を年7,436,175MJ以下に抑える。			
		上水使用量	使用量を年5,894m3以下に抑える。			
		廃棄物排出量	排出量を年14.64t以下に抑える。			
		リサイクル量	リサイクル率を50%以上にする。			
		コピー用紙購入量	購入量を年1,880,580枚/A4以下に抑える。			
(2)庁舎内食堂等に対する環境目的及び目標達成のための協力要請をする。						
(3)区民や事業者など地域(各種団体を含む)に対して、環境保全に対する取り組みを発信していく。 ・各種地域団体等の会議で、大阪市の環境方針等を周知していく。						
【スケジュール】						
平成17年度で検討。平成18年度から実施。						

コンプライアンス改革	大項目	社会責任の遂行	課題	1「安全」の確保	具体的取組	市が保有している個人情報の必要性の再チェック
				2環境への配慮		委託先業者が保有する個人情報の保護対策
				3個人情報の保護		大阪市職員自身の個人情報保護
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区が締結する事業の契約書に個人情報に関する特記仕様書を添付。</li> <li>・団体事務局が各種団体役員名簿作成する際に、個人情報の取扱いに関する断り書きを記載。</li> <li>・個人情報保護法が成立施行され、市民の意識が向上。</li> </ul> <p>【何が問題か】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を取り扱う職員の意識を更に向上させる必要がある。</li> <li>・大阪市の個人情報漏洩事件の発生により、セキュリティに対して市民が不安を抱いている可能性がある。</li> <li>・職員の個人情報(内部利用の職員名簿)については、明確な基準が設けられていない。</li> </ul>				<p>【これまでの取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年4月1日 個人情報保護条例第7条に基づき各課受付けに「事務の目的の明示」を行う</li> <li>・平成17年5月 「個人情報保護条例解釈・運用の手引き」各課へ配布</li> <li>・平成17年6月 全職員を対象に研修を実施</li> <li>・平成17年6月 「各種団体役員名簿の取扱いについて」(市民局)各課へ周知</li> <li>・平成17年6月 「個人情報保護及び情報セキュリティ対策の徹底について」(総務局)各課へ周知</li> <li>・平成17年6月 「委託業務における個人情報の管理状況の総点検等について」(総務局)依頼文書により各課へ照会</li> <li>・平成17年7月 上記に対し総務局へ回答</li> <li>・平成17年8月 「個人情報を取扱う業務にかかる契約について」(市民局)各課へ周知</li> <li>・平成17年9月 委託業者と「個人情報に関する覚書」を締結する(区民企画室)</li> <li>・平成17年11月 連合町会長会議で「個人情報保護に関する取扱いについて」を配布、説明</li> </ul> <p>【今後の取組み課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区が保有している個人情報の必要性の再チェック</li> <li>委託業者が保有する個人情報の保護対策</li> <li>市職員自身の個人情報保護</li> </ul>		

コンプライアンス改革	大項目	社会責任の遂行	課題	1「安全」の確保	具体的取組	市が保有している個人情報の必要性の再チェック
				2環境への配慮		委託先業者が保有する個人情報の保護対策
				3個人情報の保護		大阪市職員自身の個人情報保護
【具体的取組み】						
<p>区が保有している個人情報の必要性の再チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区が保有しているすべての個人情報(各種団体事務局が保有する名簿などを含む)について、現時点での必要性を改めて点検し、保存期間が満了した名簿など必要性がなくなった個人情報については廃棄するなど管理を徹底する。</li> <li>・区役所において、関係課からの要請に基づき、課長会を開催して、個人情報保護法・条例・指針に準拠した適正な個人情報の収集方法・内容を決定し指導する。合わせて、各種団体(地域)が収集を図るものについても、適正な指導を行う。</li> </ul>						
<p>(スケジュール)</p> <p>平成17年度より順次すすめる。</p>						

コンプライアンス改革	大項目	社会責任の遂行	課題	1「安全」の確保	具体的取組	市が保有している個人情報の必要性の再チェック
				2環境への配慮		委託先業者が保有する個人情報の保護対策
				3個人情報の保護		大阪市職員自身の個人情報保護
【具体的取組み】						
<p>委託業者が保有する個人情報の保護対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託契約時には、必ず契約書に大阪市個人情報保護条例第14条に規程する必要事項を明記、または別途覚書を取り交わす。</li> <li>・委託業者から定期的に個人情報の取扱いについて報告を求め、不適切な取扱いがある場合には、指導監査を行う。</li> </ul>						
<p>（スケジュール）</p> <p>平成17年度より順次すすめる。</p>						

コンプライアンス改革	大項目	社会責任の遂行	課題	1「安全」の確保	具体的取組	市が保有している個人情報の必要性の再チェック
				2環境への配慮		委託先業者が保有する個人情報の保護対策
				3個人情報の保護		大阪市職員自身の個人情報保護
【具体的取組み】						
<p>市職員自身の個人情報の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部利用の名簿について、今後使用目的及び用途を明確にし、職員に意見、了解を求めたうえで実施を検討する。</li> </ul>						
<p>（スケジュール）</p> <p>平成17年度より順次すすめる。</p>						

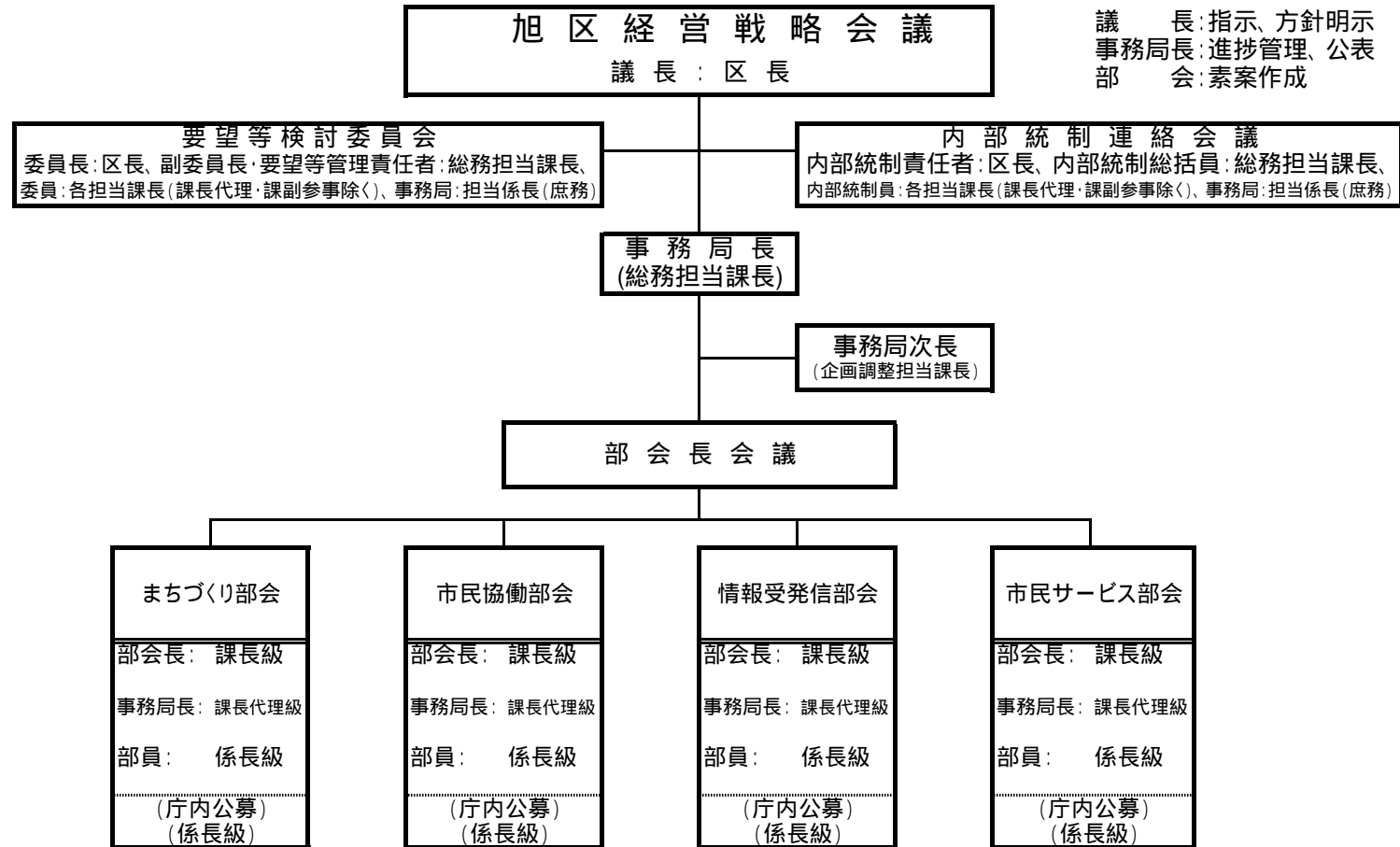
コンプライアンス改革	大項目	職員の自立・自主管理	課題	1自主的改革・改善の基盤整備	具体的取組	職場改善運動の展開 新しい職員提案制度の作り直し 大阪市職員行動指針の策定
<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来から職員提案制度があるが、個人レベルでの内容が多く、職場としての改善の取り組みが活発でない。市民との対応のまずさから職員に対する不信を招いているケースがある。</li> <li>・平成17年6月、区長の呼びかけにより、職場改善に係る、アイデア・提案を募るとともに、自薦他薦を含めた、職場改善運動の中核となる、17名によるチームが発足。</li> <li>・職員から101項目にわたるアイデア・提案がだされ、新たな名札の着用を始めとする接遇問題や「子供110番」のパネルを外勤用自転車に付けるなど約40項目について実施し、残る課題について現在も検討中</li> </ul> <p><b>【何が問題か】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員自らの提案が実現し、その職員自身が参加意識をもって新しい取り組みにチャレンジできる仕組みがない。</li> <li>・職員個々人が考えて行動できる許容範囲が与えられておらず、職場発のアイデアが埋もれてしまっている。</li> <li>・職員の多くは各々職員としての心構えや行動理念を正しく理解しているが、必ずしも日常の行動につながっていない。</li> </ul>				<p><b>【これまでの取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務局の取り組みである職員提案制度に毎年数件の応募がある。平成17年6月からSUN RISE 101という検討チームが発足し、職場改善運動の取り組みが始まっている。このチームが職員からの101項目にわたるアイデア・提案を検討し、提言を行っている。</li> <li>・提言を尊重し、課長会などで議論した結果、これまでに新たな名札の着用を始めとする接遇問題や「子供110番」のパネルを外勤用自転車に付けるなど約40項目について実施されている。</li> </ul> <p><b>【今後の取組み課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員が自らの業務の価値や意義を日常的・継続的に見つめ直して職場の改善に取り組む運動を展開。SUN RISE 101の自主的取り組みを継続する。</li> <li>大阪市職員行動宣言の取組み運動を展開。</li> </ul>		

コンプライアンス改革	大項目	職員の自立・自主管理	課題	1 自主的改革・改善の基盤整備	具体的取組	職場改善運動の展開
						新しい職員提案制度の作り直し
						大阪市職員行動指針の策定
<p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が自らの業務の価値や意義を日常的・継続的に見つめ直して職場の改善に取り組む運動を展開。</li> <li>・平成18年度において、新たにアイデア・提案を募集するとともに提案された新たなアイデア・提案を検討し、区長に提案する。</li> <li>・平成19年度からは、職場改善委員会を中心に職場全体で取組みを実施する。</li> <li>・平成20年度から、「元気アップ運動」に連動した「旭区元気アップサポーターチーム」として引き続き職場改善運動に取り組むとともに、市民サービス向上を目指してCS(市民満足)運動に取り組む。</li> </ul> <p>大阪市職員行動宣言の取組み運動を展開。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員へ配布する冊子等へ宣言内容を記載する。</li> <li>・旭区経営戦略会議の担当部会で、今後の取組みを検討する。</li> <li>・各担当単位での取組み運動を展開する。</li> </ul> <p>（スケジュール）</p> <p>既に平成17年度から実施中、平成18年度以降も取り組む。 平成18年度から実施</p>						

ガバナンス改革	大項目	経営体制の再構築	課題	1 トップマネジメント機能の強化 2 局と局長・区と区長の位置付けと責任の明確化 3 組織の再構築	具体的取組	市長に対する局長・区長の責任の明確化 局・区経営方針の評価システムの確立
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまで事業の推進計画は、企画推進会議で施策要望の主なテーマの選定し、原案について検討、協議を行ってきた。</li> <li>施策要望以外で区においては独自の施策を実施する場合、関係で原案が検討、協議され、全体会議で施策として取り組んできた経過はない。</li> </ul> <p>【何が問題か】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの企画推進会議では、区長施策要望のテーマの選定、状況報告が中心であった。</li> <li>施策要望の実現やその進捗管理、成果のチェックなどが行われてこなかった。</li> <li>また、区民ニーズの把握を行い、長期展望にたった政策方針が存在しなかったために当面の施策について検討、協議がなされてきた。</li> </ul>				<p>【これまでの取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度は、企画推進会議において、区長施策要望のテーマについて、提起され、検討・協議が進められた。</li> <li>その結果、ユニバーサルデザインへの取組みが決定された。</li> <li>しかし、その施策要望の取り扱いについての進捗状況は、企画推進会議に諮られていない。</li> </ul> <p>【今後の取組み課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区長の責任の明確化</li> <li>区の戦略計画と評価システムの確立</li> </ul> <p>(区長を議長として、経営戦略会議を設置し、区政改革方針の実施およびその進捗管理を行う。また、区政の意思決定機関と位置付け、区長改革マニフェストのチェック体制の基本とする。)</p>		

ガバナンス改革	大項目	経営体制の再構築	課題	1 トップマネジメント機能の強化	具体的取組	市長に対する局長・区長の責任の明確化
				2 局と局長・区と区長の位置付けと責任の明確化		局・区経営方針の評価システムの確立
				3 組織の再構築		
【具体的取組み】						
<p>(1) 経営戦略会議の設置 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">18年3月完了</span>          区長の改革方針の実現を目的とする。          区政改革方針の進捗管理、進捗状況の公表          区の経営方針の策定          (市民の声、アンケート等による区民ニーズの把握を行い、区として、今後の取り組むべき課題について具体的な対応策を作成する。)</p> <p>経営戦略会議の構成          区長を議長として、各課長、庶務担当係長及び庁内公募による係長級を構成メンバーとする。          構成は、次の4部会の編成とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちづくり部会</li> <li>・ 市民協働部会</li> <li>・ 情報受発信部会</li> <li>・ 市民サービス部会</li> </ul> <p>(次ページ 経営戦略会議構成図)</p>						
【スケジュール】						
<p>(1) については平成17年度に設置</p>						

# 旭区経営戦略会議の構成



ガバナンス改革	大項目	区政改革	課題	1区の自立経営	具体的取組	区長への権限の移譲(予算・人事)
				2地域に応じた業務の再構築		政策形成の強化、機能の拡大・充実
<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区における諸課題や区民ニーズなど地域的な課題を施策として企画立案し、関係局に事業内容とその予算を要望している。</li> <li>区の裁量で実施できる事業に限られ、区は局施策の執行機関となっており、地域の特性に応じた政策形成力を発揮しにくい。</li> <li>区役所における実施業務が局の縦割りとなっているため、区役所での政策形成力が高まらない。</li> <li>地域実情を反映する地域課題の掘り起こしや区民ニーズを把握する必要がある。</li> <li>コミュニティ活動並びに地域における区民ニーズを把握し、施策等に反映することを目的とする地域担当制度がある。</li> <li>区民企画室の係長級職員10名が担当、定例会議を年6回開催している。</li> </ul> <p><b>【何が問題か】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区役所業務については、関係局との調整が必要で区の独自判断で事業実施することがむずかしい。</li> <li>地域の実情を反映した課題や地域のニーズの掘り起こしに苦慮している。</li> <li>区役所が政策立案機関としての役割を果たせていない。</li> <li>地域担当制度を活用して地域課題や区民ニーズ等を把握し、施策等に反映することを目的とする機能が十分に発揮されていない。</li> </ul>				<p><b>【これまでの取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区役所から地域の諸課題や問題を局に要望。</li> <li>関係局から区に予算の配分を行い、区において事業実施している。</li> <li>地域担当制度では、平成14年度以降、不法投棄、落書きなどのマップ作成及び関係先への処理依頼。また、施策要望資料作成のため公園樹木調査、緑化リーダーへのアンケートを実施した。</li> </ul> <p><b>【今後の取組み課題】</b></p> <p>政策形成の強化、機能の拡大、充実</p> <p>(1) 地域要望課題の掘り起こしと区民ニーズの把握及び政策立案への活用</p>		

ガバナンス改革	大項目	区政改革	課	1区の自立経営	具体的取組	区長への権限の移譲(予算・人事)
			題	2地域に応じた業務の再構築		政策形成の強化、機能の拡大・充実
【具体的取組み】						
<p>(1) 地域要望課題の掘り起こしと区民ニーズの把握及び政策立案への活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の実情に応じた課題や区民ニーズの把握については、提案箱、市民の声の活用、広報紙での意見などを活用する。</li> <li>・ 区のホームページなどITを活用して区民の意見や地域要望を把握する。</li> <li>・ 未来わがまちビジョン、地域福祉アクションプランで出されている課題、区民ニーズを掘り起こす。</li> <li>・ 地域に地域担当職員が出向いて情報収集、区民ニーズ等の把握を図る。また、これらを資料作成するなど地域担当制度の充実強化を図る。</li> </ul> <p>上記の方法で収集した課題を区として政策立案に活用していく。</p>						
【スケジュール】						
平成18年度実施						

ガバナンス改革	大項目	区政改革	課題	1区の自立経営	具体的取組	区長への権限の移譲(予算・人事)
				2地域に応じた業務の再構築		政策形成の強化、機能の拡大・充実
<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区行政連絡調整会議は区役所外14名、区役所内7名、事務局4名の計25名で開催。</li> <li>会議内容は各事業所等の事業予定と連絡調整事項の報告等。(資料がある場合は資料添付)</li> <li>区内官公署実務担当者会議は区役所外14事業所、区役所内7部署、事務局2名で開催。(次ページに区行政連絡調整会議構成図)</li> <li>会議内容は各事業所等の事業予定と連絡調整事項の報告等。(資料がある場合は資料添付)</li> </ul> <p>平成17年度について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動推進担当の担当者より区ホームページのリニューアルや広報紙の原稿締切り日についての説明を行った。</li> </ul> <p><b>【何が問題か】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区行政連絡調整会議・区内官公署実務担当者会議の両会議について、現状は連絡調整が中心となる傾向にある。所管する事務事業の計画・実施、生活環境、区民の要望・相談処理、災害など緊急時対策などの協議がなされていない。</li> <li>区行政連絡調整会議についての出席率は良好であるが、区内官公署実務担当者会議のほうの出席者が少ない。</li> <li>区内官公署実務担当者会議の区役所メンバーは区民企画室、保健福祉センター(支援運営課、地域保健福祉課)で構成されているため、様々な問題に対して区役所全体で共有できない。</li> </ul>				<p><b>【これまでの取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>両会議とも月初めに開催案内を送付。</li> <li>会議終了後欠席者に対して議事録及び当日配布資料を送付。</li> </ul> <p><b>区行政連絡調整会議</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月第3金曜日に開催。(8月、1月を除く)</li> <li>「区行政連絡調整会議規定」に基づき区内および区管轄官公署長等を招集し会議を実施。</li> <li>上半期、下半期で会議内容の概略を市民局区政課に報告。</li> </ul> <p><b>区内官公署実務担当者会議</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月第3火曜日に開催。(8月を除く)</li> <li>「区行政連絡調整会議規定の施行について」に基づき区内および区管轄の事業所長等を招集し会議を実施。</li> <li>上半期、下半期で会議内容の概略を市民局区政課に報告。</li> </ul> <p><b>【今後の取組み課題】</b></p> <p>政策形成の強化、機能の拡大、充実</p> <p>(2) 区行政連絡調整会議・区内官公署実務担当者会議の活用</p>		

(資料)

旭区行政連絡調整会議名簿

所 属
旭区長
旭警察署長
旭消防署長
旭区保健福祉センター医務保健長
環境局城北環境事業センター所長
建設局東部下水道管理事務所長
建設局東工営所長
ゆとりとみどり振興局北部方面公園事務
財政局京橋市税事務所長
水道局大宮営業所長
交通局高速運輸部東梅田管区駅長
交通局高速運輸部清水管区駅長
生江人権文化センター館長
両国人権文化センター館長
旭図書館館長
城北市民学習センター所長
芸術創造館館長
(財)旭区コミュニティ協会事務局長
(社福)旭区社会福祉協議会事務局長
旭区役所 総務担当課長
旭区役所 区民企画担当課長
旭区役所 人権生涯学習担当課長
旭区保健福祉センター支援運営担当課長
旭区保健福祉センター地域保健福祉担当課長
事務局:旭区役所 企画調整担当課長

区内官公署実務担当者会議名簿

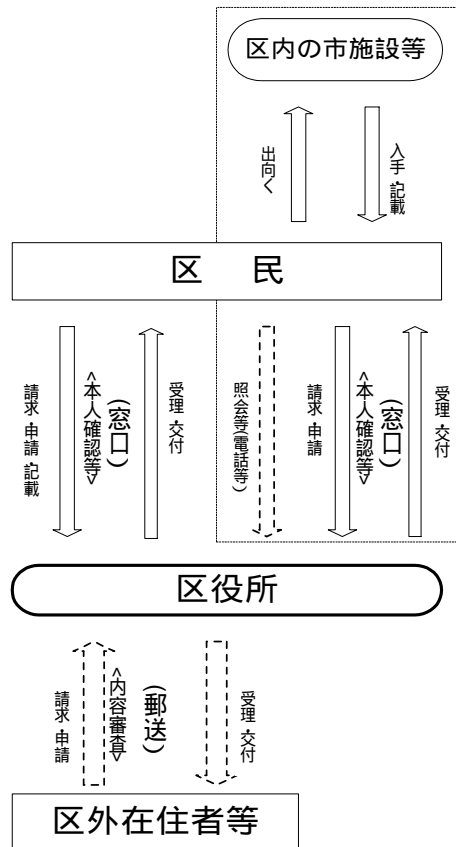
官 公 署 名	役 職 名
旭 警 察 署	広聴相談係長
	防 犯 係 長
	交通総務係長
	地域総務係長
生江人権文化センター	チーフ
両国人権文化センター	チーフ
城北環境事業センター	担当係長
	技能統括主任
建設局東工営所	旭工区担当係長
	部門監理主任
ゆとりとみどり振興局城北公園事務所	所 長
	技能統括主任
建設局東部下水道管理事務所	担当係長
	技能統括主任
水道局大宮営業所	担当係長
	総括主任長
旭 消 防 署	地域担当司令
	管理司令
旭 区 民 セ ン タ ー	旭区コミュニティ協会主査
旭 図 書 館	担当係長
旭区在宅サービスセンター	地域包括支援課長
城北市民学習センター	事業チーフ
旭スポーツセンター	所 長
地域活動支援プラザ旭	館 長
	担当係長(企画振興)
	担当係長(市民活動推進)
旭区保健福祉センター支援運営担当	担当係長(運営)
	担当係長(運営)
	担当係長(運営)
	業務主任
	担当係長(第1支援)
旭区保健福祉センター地域保健福祉担当	担当係長(保健福祉)
	担当係長(地域活動)
事 務 局 (区民企画担当)	担当係長(企画振興)
	部門監理主任

ガバナンス改革	大項目	区政改革	課	1 区の自立経営	具体的取組	区長への権限の移譲(予算・人事)
			題	2 地域に応じた業務の再構築		政策形成の強化、機能の拡大・充実
<p>【具体的取組み】</p> <p>(2) 区行政連絡調整会議・区内官公署実務担当者会議の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化する地域の行政需要や諸課題に応え、区と局・事業所との総合調整の場として区行政連絡調整会議の機能の充実・強化を図る。</li> <li>・そのため、各所管・事業所の事務事業の計画および実施などの報告が中心となっている状況から地域の生活環境、区民の要望・相談等の処理、災害その他緊急時における応急対策等について意見交換し、その対応・対策等の協議ができるよう区行政連絡調整会議の政策立案機能を高める。</li> <li>・子どもの安全確保、提案箱、市民の声、ホームページ等の市民要望・相談などの地域課題について事務局より提案し、全体で協議する。</li> <li>・各局・事業所においては、地域課題等の対応策について協議がなされた事項に対し、その計画案や実施時期等を各局での調整段階へ反映をさせる。</li> <li>・その他、区長が必要と認める市民からの要望・相談等の速やかな処理を図っていくため、必要に応じて他の所管の事務担当職員の参加を要請していく。</li> </ul> <p>(スケジュール)</p> <p>平成18年度検討・実施</p>						

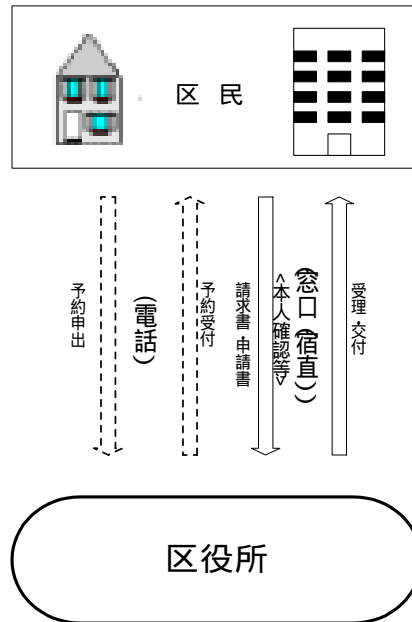
ガバナンス改革	大項目	区政改革	課題	1区の自立経営	具体的取組	新たな業務単位の検討
				2地域に応じた業務の再構築		地域活動のプラットフォームの形成と活動支援
						区役所の独自取組の推進
<p><b>【現状】</b>            新たな証明書発行に関する受付方法等を拡充し区民の利便性を向上させる。            ・住民情報課の窓口事務における区民サービスについては、住民異動届や戸籍各届等以外の比較的手続きが簡易な各種証明書等の交付を受ける場合であっても、区役所に出向き提供を受けることが基本である。また、現在金曜日のみ窓口業務時間が延長(試行中)されて、一部利便性を確保しているが、利用件数が少数に推移している現状である。            ・また、当課の日常の来庁者は1日平均4～500人と推定され、休日明けの日などを中心に、窓口の混雑が常態化している実情にあり、区民サービスの向上のため、その緩和が求められている。            ・一方、地理上、当区役所は区の中央部より南に位置するため、周辺地域の区民にとっては、交通面で往復に相当の時間がかかり、出向くのに不便な実情にある。</p> <p>(参考) 住民情報課事務取扱件数調べ(平成16年度・旭区)            ・住民異動届年間総件数 11,800件(1日平均49件)            ・戸籍各届出年間総件数 6,000件(1日平均25件)            ・各種証明書年間総件数 136,000件(1日平均570件)            (うち郵送分除く、来庁者分1日平均480件)</p> <p><b>【何が問題か】</b>            ・区民にとっては、比較的手続きが簡易な各種証明書等の交付を受ける場合でも、仕事を休むなり、遠くから出向いて来るなどの必要性が生じている。            ・区役所開庁時間帯には間に合わず、申請できない場合や、受け取ることができない場合も見受けられ、毎金曜日の時間延長についても、区民各層のニーズに十分応えるまでに至っていない。            ・さらに、開庁時間内でも窓口が混雑していることが多く、交付を受けるまで相当時間を要しているところである。            ・一方で、周辺遠隔地域からの来庁の場合に加え、当区住民の高齢化率や高齢者単身世帯率も考慮した場合、できるだけ、これらの区民に対する均等な行政サービスを行う必要がある。</p>				<p><b>【これまでの取り組み】</b>            ・適時に、当課内の事務処理方法の改善(各業務マニュアルの作成、両担当間のきめ細かい事務処理連携など)            ・事務処理体制の改善(ローテーション配置工夫や事務分担の見直し(担当係長の専管・共管事項の分担、外登・就学業務チーム体制など)            ・日常の職員研修の強化(講習会・研究会出席者の拡大、全体への伝達研修等)などを行い、これにより課業務態勢の一層の充実化を図り、以って、来庁者窓口対応のより一層の円滑化・迅速化に努めている。</p> <p><b>【今後の取組み課題】</b>            各種請求・申請書類の区内市施設等への配置            電話による事前予約制度の拡大            各種請求・申請書類のインターネットによる受付等            各種請求・申請書類のファクシミリによる受付等            日曜開庁の試行実施</p>		

## 各種証明書発行窓口の拡充(イメージ図)

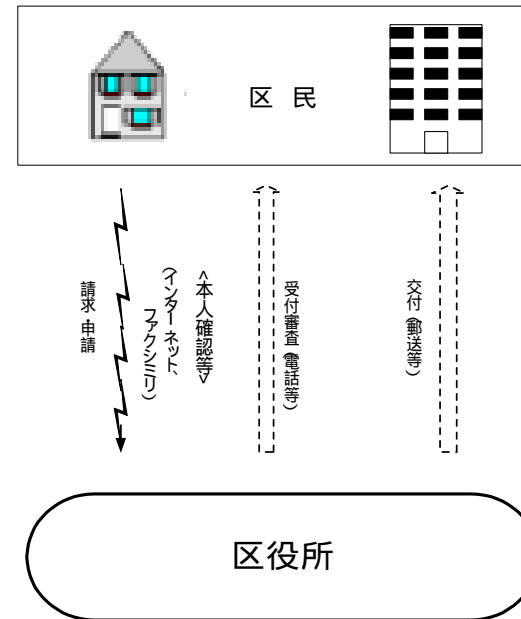
各種請求・申請書類の区内市施設等への配置(条件が整い次第実施)



電話による事前予約制度の拡大



各種請求・申請書類のインターネット、ファクシミリによる受付等(条件が整い次第実施)



ガバナンス改革	大項目	区政改革	課	1区の自立経営	具体的取組	新たな業務単位の検討
			題	2地域に応じた業務の再構築		地域活動のプラットフォームの形成と活動支援
						区役所の独自取組の推進
<p>【具体的取組み】</p> <p>各種請求・申請書類の区内市施設等への配置 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">19年1月完了</span>          戸籍謄抄本請求書・戸籍の附表の写し請求書・住民票の写し等請求書・印鑑登録証明書交付申請書の4枚の請求用紙を統一して、1枚の請求用紙に変更し区内公共施設等に備え付ける。</p> <p>電話による事前予約制度の拡大          ・現行の各種証明書(住民票の写し・印鑑証明・記載事項証明)に係る電話予約制度について、現在の金曜日のみ予約受付を行っているものを、平日各日において9:00～17:00予約受付を行い、また、交付についても現在の土曜日(午前中)だけでなく、月曜日～木曜日の17:30～21:00・金曜日の19:00～21:00と土曜日・日曜日・祝日9:00～21:00に拡大する。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">18年4月完了</span>          ・税証明書のうち、個人市・府民税と個人の固定資産税の納税証明及び課税証明について、平日各日の9:00～17:00に電話での予約を受け付け、月曜日～木曜日の17:30～21:00・金曜日の19:00～21:00と土曜日・日曜日・祝日の9:00～21:00に交付する電話予約制度を実施する。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">19年2月完了</span></p> <p>各種請求・申請書類のインターネットによる受付等          戸籍謄抄本・住民票の写し等の請求書についてインターネットにより受付を行い、戸籍謄抄本・住民票の写し等を作成、交付する。(なお、本手続きの実施については、住民基本台帳事務処理要領(総務省等)及び戸籍法施行規則の電子情報処理組織を使用した請求・作成・交付手続きに則り、本市において具体的に事務処理の仕組み・態勢を定める必要がある。)</p> <p>各種請求・申請書類のファクシミリによる受付等          戸籍謄抄本・住民票の写し等の請求書についてファクシミリにより受付を行い、戸籍謄抄本・住民票の写し等を作成、交付する。(なお、本手続きの実施に当たっては、住民票の写し等については住民基本台帳事務処理要領(総務省等)の請求・作成・交付手続きに則り、また、戸籍謄抄本等については戸籍関係法規に規定がないため市町村での運用となる(注:「認められない」旨の「先例」(平成5年)あり。))が、いずれも、本市において具体的に事務処理の仕組み・態勢を定める必要がある。)</p> <p>日曜開庁の試行実施          ・住民情報課と保険年金課の2課について、各月の第4日曜日に試行的に開庁し、今後の開庁のあり方を検討する。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">20年4月完了</span></p> <p>【スケジュール】          については、平成17年度に具体的に検討し、平成19年1月中旬から実施。          については、平成17年度に具体的に検討し、平成18年度から実施。          の納税証明書等については、平成19年1月から実施。          及び については、平成17年度に具体的に検討し、平成18年度以降、条件が整い次第実施。          については、平成18年10月から平成20年3月まで試行実施。平成20年4月以降は全市、第4日曜日開庁実施済み。</p>						

ガバナンス改革	大項目	区政改革	課題	1区の自立経営	具体的取組	新たな業務単位の検討
				2地域に応じた業務の再構築		地域活動のプラットフォームの形成と活動支援
						区役所の独自取組の推進
<p><b>【現状】</b> 地域活動のプラットフォーム形成母体として、未来わがまち会議を位置付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年11月5日に第1回会議が開催され、月1回ペースで開催。</li> <li>・委員は公募2名、団体推薦28名の計30名で構成。</li> <li>・ビジョン策定にかかるコンサルタントの派遣。</li> <li>・旭区の現状と課題について検討し、まちづくりの検討テーマの抽出を行い、各テーマに分かれての議論を行った。</li> <li>・議論を重ね、その成果を「未来わがまちビジョン(素案)」としてとりまとめる。</li> <li>・「未来わがまちビジョン(素案)」に対してパブリックコメントを行い平成17年度中に「未来わがまちビジョン」を策定。</li> <li>・策定会議の運営を円滑に進めるための事務局として、区役所が関わっている。</li> </ul> <p><b>【何が問題か】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年3月末で委員の任期が切れるが、現在の委員を中心に、新たな委員も公募等で募集する必要がある。</li> <li>・策定した「旭区未来わがまちビジョン」の推進母体として区民の自主的な組織を立ち上げ、取り組むべき活動について検討する必要がある。</li> <li>・わがまちビジョンを実効性のあるものにするため、(イ)自主的な運営や活動ができるまで、アドバイザーの派遣や活動資金等の援助及び区役所が事務局として関わるなどの後方支援が必要である。(ロ)ビジョンで出された課題の中から第一ステージの取組みを抽出し、具体的な活動の積み重ねを通じて、区民主体の地域活動のプラットフォームを形成させる必要がある。</li> </ul>				<p><b>【これまでの取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大部分の区において平成16年度に第1回会議が開催され、月1回ペースで開催されている。</li> <li>・平成17年度中には「未来わがまちビジョン」策定。</li> <li>・委員は各区により異なるが、公募や団体推薦の30名前後によって構成。</li> <li>・平成18年から平成27年までの10年間について区民自らが地域における固有の特性や魅力を活かした将来のまちの姿(区の将来像)と区民が主体となって取り組む活動の方向性を考えていくものである。</li> <li>・策定会議の運営を円滑に進めるための事務局として、区役所が関わっている。</li> </ul> <p><b>【今後の取組み課題】</b></p> <p>地域活動のプラットフォームの形成と活動支援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)「旭区未来わがまちビジョン」の推進</li> <li>(2)全区的シンボル事業のひとつとしての「旭区ブランド」を発掘するための「(仮称)わがまちお宝・名物・名店・名工発見隊」の編成と検討会議の開催。</li> <li>(3)まちづくり関連団体とのネットワーク構築。</li> <li>(4)活動を円滑に進めるためのアドバイザーの派遣。</li> </ol>		

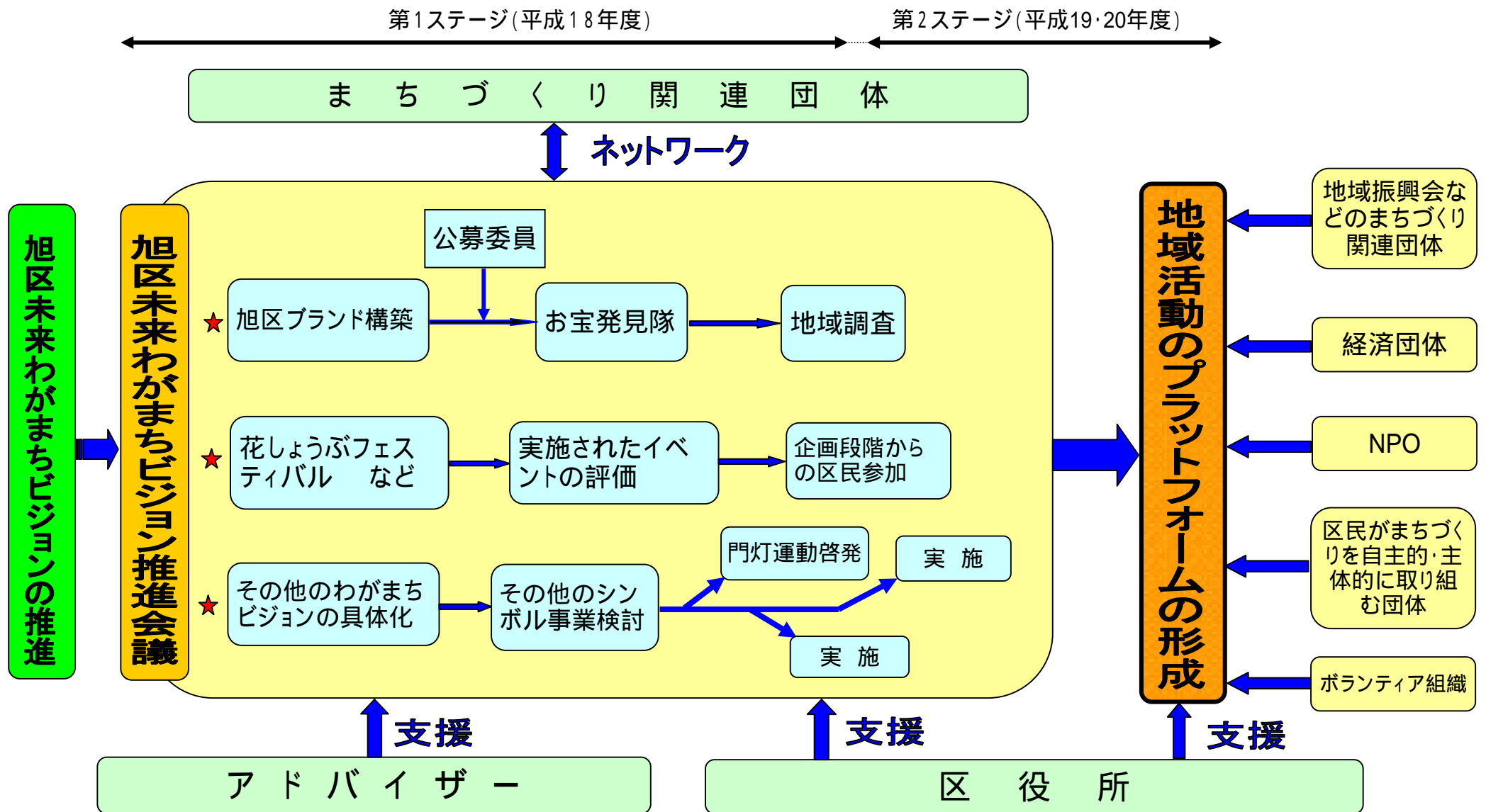
ガバナンス改革	大項目	区政改革	課題	1区の自立経営	具体的取組	新たな業務単位の検討
				2地域に応じた業務の再構築		地域活動のプラットフォームの形成と活動支援
						区役所の独自取組の推進
【具体的取組み】						
(1)「旭区未来わがまちビジョン」の推進						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「旭区未来わがまちビジョン推進会議」の立ち上げ <ul style="list-style-type: none"> <li>・「旭区未来わがまち会議」の委員推薦母体を中心に選出された委員と公募委員で立ち上げる。 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">18年7月完了</span></li> <li>・ビジョン推進会議を毎月1回と先進地視察を行う。</li> <li>・年度内に取り組むべき事項の確認と「(仮称)わがまちお宝・名物・名店・名工発見隊」の編成の確認を行う。 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">18年12月完了</span></li> </ul> </li>   <li>・区独自予算を活用した独自事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画調整事業予算を活用し、旭区の活性化に資する区民参加型の旭区の独自事業を「旭区未来わがまちビジョン」に基づき次の事業を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 人が集う場づくりを目指した事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>区民の有志が自主的・主体的に立ち上げようとする事業について、「旭区未来わがまちビジョン」の理念や「地域活動のプラットフォーム」の形成に一致するものであれば、ビジョン推進会議の後援のもと積極的に区独自予算を活用し支援をしていく。</li> </ul> </li> <li>イ 城北公園エリアの活用事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>旭区の地域資源である城北公園を積極的に活用しようとする「旭区未来わがまちビジョン」の考え方を取り入れ、城北公園事務所が主催する「城北菊花展」に着目し、この取り組みを活用して、城北公園エリア並びに旭区の活性化を目指す事業として、区内の経済団体などとも積極的な連携を行いながら実施していく。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・平成19年度以降は、本格的に区長に移譲された予算権限を活用して、旭区ブランドとして誇れる事業をネットワーク会議と連携しながら実施する。</li> </ul> </li> </ul>						
(スケジュール)						
(1)について平成18年度上半期から予算の組み換えを行いながら、順次実施。						

ガバナンス改革	大項目	区政改革	課	1区の自立経営	具体的取組	新たな業務単位の検討
			題	2地域に応じた業務の再構築		地域活動のプラットフォームの形成と活動支援
						区役所の独自取組の推進
<p>【具体的取組み】</p> <p>(2) 全区のシンボル事業のひとつとしての「旭区ブランド」を発掘するための「(仮称)わがまちお宝・名物・名店・名工発見隊」の編成と検討会議の開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「発見隊」の編成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「発見隊」の編成はわがまちビジョン推進会議のメンバーのほか、広報紙やホームページで公募する。 <span style="float: right;">18年11月完了</span></li> <li>・わがまちビジョン推進会議のメンバーで先進地視察を経て、発掘方法の模索。 <span style="float: right;">19年 5月完了</span></li> <li>・地域調査を実施し、旭区が他に誇れる地域資源、イベントを含めたお宝・名物・名店・名工を発掘する。 <span style="float: right;">19年 6月完了</span></li> <li>・発掘した旭区のお宝・名物・名店・名工を旭区ブランドとして構築。 <span style="float: right;">19年10月完了</span></li> <li>・旭区ブランドを区外にも広くPRし、旭区への集客を図る。</li> </ul> </li> <li>・検討会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「発見隊」のメンバーにより検討会議を毎月1回程度実施する。 <span style="float: right;">19年 9月完了</span></li> <li>・地域活性化の視点から地域調査を実施し、旭区ブランドをシンボル事業のひとつとして構築する。 <span style="float: right;">19年10月完了</span></li> <li>・まちづくり関連団体との連携を図りながら事業を実施していく。 <span style="float: right;">19年10月完了</span></li> <li>・旭区ブランド構築及びまちづくり関連団体との連携、事業の選択実施にあたっては、アドバイザーの支援、区役所の支援が必要。 <span style="float: right;">19年10月完了</span></li> </ul> </li> </ul> <p>区民主体の地域活動のプラットフォームの形成に向けた第一ステージの取組みとして進める。</p> <p>【スケジュール】</p> <p>(2)について平成18年度上半期を目途に実施。</p>						

ガバナンス改革	大項目	区政改革	課題	1区の自立経営	具体的取組	新たな業務単位の検討
				2地域に応じた業務の再構築		地域活動のプラットフォームの形成と活動支援
						区役所の独自取組の推進
<p>【具体的取組み】</p> <p>(3)まちづくり関連団体とのネットワーク構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・わがまちビジョン推進会議と、地域振興会、商店会連盟などまちづくり関連団体や区民がまちづくりを自主的・主体的に取り組む団体、NPOやボランティア組織とのネットワークを構築。</li> <li>・ネットワーク会議を発見隊の進捗状況をみながら適宜開催して、発見隊・シンボル事業の展開に向けた情報交換や実施されたイベントの実施方法や運営のあり方について評価する。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">19年1月完了</span></li> </ul> </li> <li>・まちづくり活動意識の喚起 <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭区ブランドづくりなどまちづくり活動の内容を広く市民へ周知し、地域課題の共有化や市民活動の活性化を図るため、広報紙・ホームページなどを活用する。</li> <li>・区民がまちづくりを自主的・主体的に取り組む団体、NPOやボランティア組織と旭区の活性化事業について企画段階から連携を行い、事業の広がりを目指す。</li> <li>・旭区の地域史づくりを通して、人材育成やコミュニティの向上を図る。</li> <li>・市民自身によるまちづくり活動を、新聞社などのメディアへ情報提供を行い、広く市・区外へのPRを図り集客力アップを目指す。</li> </ul> </li> </ul> <p>・上記について、区民主体の地域活動のプラットフォームの形成に向けた第一ステージの取組みとして進める。</p> <p>(スケジュール)</p> <p>(3)については平成18年度ビジョン推進会議と併行して順次実施。</p>						

ガバナンス改革	大項目	区政改革	課	1区の自立経営	具体的取組	新たな業務単位の検討
			題			2地域に応じた業務の再構築
<p>区役所の独自取組の推進</p>						
<p>【具体的取組み】</p> <p>(4) 活動を円滑に進めるためのアドバイザーの派遣。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織活動に当たってのアドバイザーの派遣。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ある程度自主的な運営や活動ができるようになるまでは、アドバイザーを派遣する。会議年8回。</li> </ul> </li> <li>・「(仮称)わがまちお宝・名物・名店・名工発見隊」による先進地視察の支援。 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">19年 9月完了</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進地視察を実施し、発見隊活動への活用が図れるようコーディネートする。</li> <li>・成果のまとめと具体の対応策をコーディネートする。</li> </ul> </li> <li>・「発見隊」による地域調査の支援 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">19年 9月完了</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域調査を実施し、地域課題の集約と、活動への対応策についてコーディネートする。</li> <li>・事前資料作成や成果のまとめのコーディネート。</li> </ul> </li> <li>・「旭区未来わがまちビジョン」の趣旨に沿ったシンボル事業を実施するための支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域調査・ネットワーク会議等で得た情報を活用して、シンボル事業の組み立てなどのコーディネート。・取材・聞き取り等の補助。</li> </ul> </li> <li>・上記について、区民主体の地域活動のプラットフォームの形成に向けた第一ステージの取組みとして進める。</li> </ul> <p>【スケジュール】</p> <p>(4)については平成18年度ビジョン推進会議の立ち上げ後順次実施。 シンボル事業については、平成18年度下半期を目途に検討。平成19年度実施。</p>						

# 区民主体の地域活動のプラットフォームの形成



ガバナンス改革	大項目	区政改革	課題	1区の自立経営	具体的取組	新たな業務単位の検討
				2地域に応じた業務の再構築		地域活動のプラットフォームの形成と活動支援
						区役所の独自取組の推進(所属業務研修の充実・強化)
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研修については、総務局職員研修所で行っているものと各所属で行っているのと二通りある。</li> <li>この内、所属研修は人権研修の他、最低必要限の課題のみ実施している。</li> </ul> <p>【何が問題か】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「必要な課題」と認識しても、予算がないため実施できない</li> <li>したがって専門的な知識の向上が図られない。</li> <li>また、実務においても「引継」で終わっており、知識の向上、研究心の高揚が図られない。</li> </ul>				<p>【これまでの取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権研修は、人権協会の協力を得て、上半期はフィールドワークを実施している。</li> <li>下半期は担当者が講師になり、DVやセクハラなどの課題で実施している。「必要な課題」としてこれまで実施したのは「個人情報保護法」や「不法・不当な要求」に対処するためなどビデオを利用して担当者や警察の協力を得て実施した。</li> </ul> <p>平成16年度の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6月 人権研修の上半期として、生江地区及び両国地区フィールドワーク</li> <li>2月 人権研修の下半期として、DVやセクハラなどの課題</li> <li>その他の課題として、個人情報保護について</li> </ul> <p>【今後の取組み課題】</p> <p>人材育成の観点から区における研修計画に基づいて、研修予算を区に配分し、その範囲で区により企画～実施まで行う。そのことにおいて、人権研修や実務研修なども充実が図られる。その方法の一つとして、研修所との連携で、専門家の派遣を依頼する。(研修所が「出前講座」のようなイメージで)</p>		

ガバナンス改革	大項目	区政改革	課題	1区の自立経営	具体的取組	新たな業務単位の検討
				2地域に応じた業務の再構築		地域活動のプラットフォームの形成と活動支援
						区役所の独自取組の推進(所属業務研修の充実・強化)
<p>【具体的取組み】</p> <p>・研修予算を区に配分することで、所属における人権研修では、人権の課題が多くある中で、計画的に例えば本年度は女性の課題と子どもの課題、来年度は高齢者の課題と障害者の課題など専門的知識や状況など職員の知識向上が図っていくことができる。</p> <p>・その上で旭区では、上半期はフィールドワーク、下半期を課題別研修と位置付けて実施できる。</p> <p>・次に職員研修所が課題とその講師を示して、各所属がどの課題と講師を選んで取り組む。この場合、講師料については職員研修所が、日程と内容については各所属が行う。</p> <p>・実務研修においては、職員研修所が、各々の実務の外部講師を活用し、研修の計画を立て、各区の担当者が受講することによって、効率的な能率アップが図られる。</p> <p>平成18年度より、研修担当者が研修の年次計画を作成するにあたり、関係者会議を開催する。</p> <p>・大きなテーマとして</p> <p style="margin-left: 100px;">人権研修          接遇研修          実務研修          課題研修</p> <p>の4つに分けて実施していく。</p> <p>（スケジュール）</p> <p>平成18年度から実施</p>						

ガバナンス改革	大項目	区政改革	課題	1区の自立経営 2地域に応じた業務の再構築	具体的取組	新たな業務単位の検討 地域活動のプラットフォームの形成と活動支援 区役所の独自取組の推進(接遇にかかる所属研修の充実)
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修については、総務局職員研修所で行っているものと各所属で行っているのと二通りある。</li> <li>・この内、所属研修は人権研修の他、最低必要限の課題のみ実施している。</li> <li>・接遇研修においては、職員研修所において新規採用者を対象に行われているのと、接遇研修指導者養成研修を終了したものが、講師となって各ブロックにおいて新規採用者を対象に行われているのがある。</li> <li>・その他、行政職2、3、4級職員を中心とした市民対応コミュニケーション講座がある。</li> </ul> <p>【何が問題か】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接遇研修は、新規採用者を対象としたものが職員研修所において、4月当初の新採用者研修で行われているが、所属での研修は行っていなかった。</li> <li>・一方、区役所においては、窓口対応・電話対応でのトラブルが少なからずあり、職員からは市民サービスの向上の観点から、改めて接遇研修の開催の要望があがっている。</li> <li>・市民を顧客として捉えていくような研修が行われていないことにある。</li> </ul>				<p>【これまでの取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接遇研修については、区単独では行っておらず、新採用者については区に配属されたときに若干の時間を取って話している程度である。</li> <li>・職員研修所において、新規採用者は当初に研修で1～2日の接遇研修がある。</li> <li>・新規採用者が各所属に配属され、一定の期間が経過した後、各ブロックにおいて行っている。</li> </ul> <p>【今後の取組み課題】</p> <p>接遇関係の研修を充実させる。</p>		

ガバナンス改革	大項目	区政改革	課題	1区の自立経営	具体的取組	新たな業務単位の検討
				2地域に応じた業務の再構築		地域活動のプラットフォームの形成と活動支援
<p>区役所の独自取組の推進(接遇にかかる所属研修の充実)</p>						
<p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民サービスの向上の観点から、接遇研修においても外部講師を活用した研修と事例研修を採用する。</li> <li>・窓口トラブルになった事例をもとにグループ討議を行い、失敗事例を繰り返さない取り組みの実施。</li> <li>・市民を顧客としてとらまえた研修を行う。(顧客志向への転換)</li> </ul>						
<p>(スケジュール)</p> <p>平成17年度より接遇研修を実施。</p> <p>〔 17年度としては、外部講師を活用した顧客志向への転換を図る研修を行う(係長級・主担者を中心に職員の30%規模で実施) 〕</p> <p>〔 18年度は、窓口トラブルになった事例をもとに行う(住民情報課・保険年金課・税務課を中心に職員の50%規模で実施) 〕</p>						

ガバナンス改革	大項目	区政改革	課題	1区の自立経営 2地域に応じた業務の再構築	具体的取組	新たな業務単位の検討 地域活動のプラットフォームの形成と活動支援 区役所の独自取組の推進(相談・面接室の増設)
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域保健福祉課や支援運営課での相談内容は、その多くがプライバシーに係る相談内容である。</li> <li>・各課の相談室は、それぞれ2室ずつで少なく、利用が思うに任せない状況である。</li> <li>・児童母子、身体障害、各福祉相談件数についてもここ数年増加している。</li> <li>・新規の生活保護受付面接が頻繁に行われることから、常にその分を確保しておく必要がある。</li> <li>・就労支援関連の面接が多くなっているが、別途会議室を確保し相談室代わりとしている。</li> </ul> <p>【何が問題か】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンターで相談中、必要に応じ相談室利用が望ましい時でも、使用できないことが多くそのまま継続している。</li> <li>・ゆっくりと落ち着いて相談をお聞きするといった態勢になりにくい。</li> <li>・保健福祉担当の場合、課の奥に位置しており、相談室としては不適切である。</li> <li>・運営担当では相談室がなく、他の相談室の利用が可能かどうか場所が離れており分からない。やむを得ず援護資金の相談カウンターで対応している。</li> <li>・保健福祉担当や地域活動担当において、フロアにある長椅子での面接対応をせざるを得ない状況が再三発生し個人情報保護の観点からも問題がある。</li> </ul>				<p>【これまでの取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険認定審査会室等を利用したり、空いている会議室を利用するなどしている。</li> </ul> <p>【今後の取組み課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度に税務課が転出後、区全体のレイアウトを検討する際に、使い勝手の良いスペースに相談室を設置する。</li> <li>・庁内の喫煙コーナーの転用を検討する。</li> </ul>		

ガバナンス改革	大項目	区政改革	課題	1区の自立経営	具体的取組	新たな業務単位の検討
				2地域に応じた業務の再構築		地域活動のプラットフォームの形成と活動支援
						区役所の独自取組の推進(相談・面接室の増設)
<p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務課転出を見据えて、区役所全体のレイアウトを検討する。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">20年7月完了</span></li> <li>・地域保健福祉担当及び支援運営担当の使い勝手の良い位置に、各課それぞれ面談室を3室増設置 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">20年8月完了</span></li> <li>・相談に来られた住民に満足して帰ってもらえるよう、より一層の落ち着いた暖かい雰囲気と親切な対応を心がける。</li> <li>・庁内の喫煙コーナーの転用を検討する。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">18年6月完了</span></li> </ul> <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度 レイアウト検討。</li> <li>・平成19年度税務課移転後、すみやかに設置工事を実施。</li> </ul>						

ガバナンス改革	大項目	区政改革	課題	1区の自立経営	具体的取組	新たな業務単位の検討	
						地域活動のプラットフォームの形成と活動支援	
						区役所の独自取組の推進(庁舎のユニバーサルデザインの実施)	
<p>【現状】</p> <p>現在までにスロープ・手すり・案内チャイム等の設置・エレベーターの改善を行ってきたが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所内の表示が字のみであり、点字での表示がない</li> <li>・多機能トイレの扉が重い</li> <li>・現状の手すりは(階段)老朽化が進んでいたり、また(壁)高さには問題がある</li> </ul> <p>等すべての人に使いやすさと安全を確保するためにはまだ改善しなければならない課題が多い。</p> <p>【何が問題か】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・字のみの表示では、「視覚しょうがい」の方には表示がわからない。</li> <li>・力の弱い子どもや体の不自由な方が使用するのに不便である。</li> <li>・階段の手すりは老朽化が進んでいて危なく、今後壊れる可能性がある。壁の手すりはこども(幼児等)が使用するには、設置位置が高い。</li> </ul>				<p>【これまでの取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スロープを設置</li> <li>・手すりの設置</li> <li>・案内チャイム設置</li> <li>・エレベーターの地下への延伸</li> </ul> <p>【今後の取組み課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての人に使いやすさと安全や公平に配慮した区役所づくりが望まれるため、ユニバーサルデザインの理念に基づき庁舎整備の実施</li> <li>・AED(自動体外式除細動器)の設置</li> </ul>			

ガバナンス改革	大項目	区政改革	課題	1区の自立経営	具体的取組	新たな業務単位の検討
				2地域に応じた業務の再構築		地域活動のプラットフォームの形成と活動支援
<p>区役所の独自取組の推進(庁舎のユニバーサルデザインの実施)</p>						
<p>【具体的取組み】</p> <p>平成18年度に実施予定のユニバーサルデザインの理念に基づく庁舎整備の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表示に絵・点字などを取り入れ、誰がみても分かりやすい表示にする。</li> <li>・多機能トイレの自動扉の設置をする。</li> <li>・(階段)老朽化している手すりの改修や(壁)二段手すりにし、誰もが安全に使用できるようにする。</li> </ul> <p>平成19年度以降に実施予定のユニバーサルデザインの理念に基づく庁舎整備の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドアノブをレバー型にし、握り玉ノブをなくす。</li> <li>・駐車場の駐車台数を減らし(広報等で公共の交通機関を使うように促す)、スペースを広くし、誰もが駐車しやすい駐車場に整備する。</li> <li>・しょうがい者対応の記載台を設置する。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">19年3月完了</span></li> <li>・総合案内の設置場所を玄関入って正面になるように移設させる。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">19年4月完了</span></li> <li>・廊下・階段の防滑対策(Pタイルをノンスリップタイルに張り替える)。</li> <li>・庁舎内の壁等の角にクッション素材を取り付ける。</li> <li>・床に各課への誘導表示をする。</li> <li>・目的の窓口にすぐ行けるよう、課ごとのカラーの再編を行う。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">19年4月完了</span></li> <li>・区役所内のあらゆる場所において車椅子などが安全に移動できる広さを確保するために整理を図る。</li> <li>・区役所のOAフロア化を進める。</li> <li>・乳幼児同伴で来られる来庁者のために授乳コーナーおよびキッズコーナーを設置する。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">20年8月完了</span></li> </ul> <p>AED(自動体外式除細動器)の設置 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">19年1月完了</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁市民の安全を守るため、区庁舎及び保健福祉センター分館に設置する。</li> </ul> <p>(スケジュール)</p> <p>平成18年度以降、予算がつき次第、実施する。</p>						

ガバナンス改革	大項目	区政改革	課題	1区の自立経営	具体的取組	新たな業務単位の検討
				2地域に応じた業務の再構築	地域活動のプラットフォームの形成と活動支援	
				区役所の独自取組の推進(ホームページの充実)		
<p>【現状】 ホームページの充実 ・区役所の案内、区内の施設、区の概要、区沿革・歴史、区の情報や区民に便利なくらしの手続等区民に役立つ情報を色々掲載 ・区内官公署・大阪市・府・国の機関のホームページにリンクし広く情報提供 ・旭区の広報紙の主要記事をお知らせ・イベント欄で毎月掲載 ・特に重要なお知らせなどを、トップページの囲みで紹介(月1回程度更新) ・特集増ページしたマップ付などの広報紙を、そのままホームページで紹介 ・お知らせ・イベント欄のみ区役所で入力、その他はすべて都市工学情報センターに委託。区でデータ作成を行い、都市工学情報センターで入力・削除を行う。 平成18年1月15日を目途に、ホームページのトップページをリニューアルし内容もより一層の充実を図る。広報あさひも毎月掲載していく予定。 (参考資料) ホームページアクセス件数表 ... 次ページ</p> <p>【何が問題か】 * 広報紙はカラー化、増ページ、住民参加の企画記事などで紙面の充実が図られており多くの読者があるが、ホームページへのアクセス件数は少ない。 ・高齢者が多いこともあり、パソコン所有者が少ない。 ・旭区に大きな施設・大きな官公署・観光施設が少ない。 ・若者に魅力のある施設が少ないなどもアクセス件数が少ない一因にもなっていると思われる。 * お知らせ・イベント欄を除いて、区で入力・削除が出来ないため、リアルタイムの情報が掲載できない。 (トップページの行事など開催が終わっても掲載されている) * 「みおネット」で区のホームページ情報も閲覧できるが、情報が限られている。 * 「みおネット」の台数が区内に少ない。(5ヵ所) * 大阪市24区すべてが都市工学情報センターと特名随意契約をしているが、区の裁量権が弱い。 (17年度契約金額630,336円・18年度 582,000円予算要求)</p>				<p>【これまでの取り組み】 ・ホームページの情報量を住民のニーズにより順次増やしてきた。 ・ホームページの内容を随時更新し、新しい情報を掲載している。 ・戸籍や住民票関係の申請用紙のダウンロードサービス開始(14年3月) ・お知らせ画面でお知らせ・イベントなどのフロー情報を提供(14年10月) ・在住外国人に向けた情報提供として、英語、中国語、韓国・朝鮮語による情報提供を開始(14年度) ・トップページを、より見やすく・検索しやすいようにリニューアルした(16年2月) ・トップページリニューアル・内容の充実を18年1月公開に向けて作成中</p> <p>【今後の取組み課題】 区で入力・削除できる掲載内容の範囲の拡大。 ・きめ細かな住民のニーズを把握し、区のホームページに反映していく。 ・区民の投稿記事の掲載など、参加型ホームページを検討。  都市工学情報センターとの特命随意契約の見直し・競争入札の検討。  住民の高齢化とパソコンを持たないインターネットが出来ない区民のために「みおネット」を区内官公署の主要な場所に設置し台数を増やす。  インターネットを活用したアンケートを実施する。  新たな収入源の確保。</p>		

区ホームページ 各区アクセス件数表

	区	16年度	順位	17年度	順位	18年度	順位	19年度	順位
1	北 区	365,459	4	453,177	4	612,077	2	729,295	1
2	都 島 区	241,965	17	270,018	21	347,359	22	387,514	18
3	福 島 区	159,673	24	291,903	17	243,607	24	295,789	24
4	此 花 区	250,212	16	112,168	24	370,911	20	359,007	22
5	中 央 区	339,324	8	365,433	8	578,426	4	647,117	5
6	西 区	325,734	9	363,016	9	518,126	8	553,400	8
7	港 区	435,039	2	516,157	2	470,456	14	411,218	15
8	大 正 区	305,949	10	344,294	11	577,297	5	655,313	2
9	天王寺区	301,751	11	361,358	10	506,840	10	526,320	10
10	浪 速 区	232,788	19	299,492	16	370,224	21	380,617	20
11	西淀川区	237,888	18	312,121	13	417,850	15	392,232	17
12	淀 川 区	361,892	5	439,813	5	546,330	6	527,989	9
13	東淀川区	393,924	3	474,352	3	647,667	1	654,046	3
14	東 成 区	226,695	21	279,935	20	474,400	13	523,243	11
15	生 野 区	264,048	14	306,346	14	480,211	12	499,696	12
16	旭 区	207,760	22	267,268	22	542,230	7	563,708	7
17	城 東 区	793,965	1	731,607	1	609,813	3	651,112	4
18	鶴 見 区	347,240	7	378,640	7	498,340	11	418,119	14
19	阿倍野区	274,226	13	303,229	15	380,902	17	386,348	19
20	住之江区	230,768	20	284,259	19	377,767	18	424,788	13
21	住 吉 区	356,771	6	410,598	6	506,913	9	577,774	6
22	東住吉区	261,670	15	288,753	18	372,725	19	378,224	21
23	平 野 区	286,752	12	315,398	12	393,299	16	402,514	16
24	西 成 区	202,014	23	246,246	23	337,410	23	355,123	23
	合 計	7,403,507		8,415,581		11,181,180		11,700,506	

ガバナンス改革	大項目	区政改革	課題	1区の自立経営	具体的取組	新たな業務単位の検討
				2地域に応じた業務の再構築		地域活動のプラットフォームの形成と活動支援
<p>区役所の独自取組の推進(ホームページの充実)</p>						
<p>【具体的取組み】</p> <p>区で入力・削除できる掲載内容の範囲の拡大。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">21年3月完了</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区で入力・削除できる範囲を拡大することにより、自由に紙面づくりができ、住民のニーズにも対応しやすくなる。また、区民の参加型ホームページづくりも可能になる。</li> <li>具体的には(区で入力できる範囲が拡大したとして)</li> <li>・広報あさひに掲載している「あさひのひろば」のような、区民・グループ・町会・学校等からの投稿記事(お知らせ・募集など)の掲載が自由にできる。</li> <li>・市民の利便性を考え、ホームページ上から住民票・印鑑証明・戸籍関係・税金の証明などの請求書がダウンロードできるようにする。</li> </ul> <p>都市工学情報センターとの特名随意契約の見直し・競争入札の検討。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">21年3月完了</span></p> <p>都市工学情報センターと交わしている特名随意契約を見直し、競争入札にすることにより現在より契約価格も抑えられると思われる。(ただし、セキュリティに心配があるが...)</p> <p>住民の高齢化とパソコンを持たないインターネットが出来ない区民のために「みおネット」を区内官公署の主要な場所に設置し台数を増やす。</p> <p>現在「みおネット」は区内で5台(旭区役所、旭図書館、城北公園事務所、旭スポーツセンター、旭屋内プール)しかない。ホームページを広く区民に利用してもらうためにも、「みおネット」の増設が必要。</p> <p>インターネットを活用したアンケートの実施</p> <p>インターネットを活用したアンケートを実施し、区民ニーズ・区民意識の掘り起しを図る。実施することでアクセス件数の増加も期待できる。</p> <p>新たな収入源の確保</p> <p>区ホームページに広告を掲載し、広告収入を得て歳入の確保を図る。(ただし、実施については条件が整い次第となる。)</p> <p>公序良俗に反しないなど一定の制限のもとに、本市外郭団体・会社、区内の各種団体や工業会所属の企業、商店会、金融機関、医院等への協賛広告の依頼や行催事の案内などにより収入を確保する。</p> <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区で可能なことは直ちに実施する。</li> </ul>						

ガバナンス改革	大項目	区政改革	課題	1区の自立経営 2地域に応じた業務の再構築	具体的取組	新たな業務単位の検討 地域活動のプラットフォームの形成と活動支援 区役所の独自取組の推進
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民による見守り活動と協働して、子どもを犯罪から守るため、平成18年度に、子どもの見守りを中心に「安全パトロール」を行う地域安全対策業務従事職員を配置。</li> <li>・ 職員と地域との交流が行われていない。</li> </ul> <p>【何が問題か】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区民に地域安全対策業務について十分に周知・協働を図っていくとともに、同じ業務の繰り返しでマンネリ化に陥らないように業務内容の拡充を図る必要がある。</li> <li>・ 職員と地域との交流が行われていない。</li> </ul>				<p>【これまでの取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「安全パトロール」業務の周知を図るため、区内全ての小学校の朝礼や校下社協の「ふれあい喫茶」等に参加。</li> <li>・ 職員が毎月交代で、旭区のホームページに「安全パト日誌」を連載。</li> <li>・ 保育所・幼稚園等で園外保育の見守りや園外防犯訓練に参加。</li> <li>・ 区民まつり会場での巡回パトロールや選挙ポスター掲示板の巡視・点検</li> </ul> <p>【今後の取組み課題】</p> <p>地域安全対策業務の拡充</p> <p>出前講座の実施。</p>		

ガバナンス改革	大項目	区政改革	課題	1区の自立経営	具体的取組	新たな業務単位の検討
				2地域に応じた業務の再構築		地域活動のプラットフォームの形成と活動支援
						区役所の独自取組の推進
<p>【具体的取組み】</p> <p>地域安全対策業務の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画事業への業務内容の拡充を行う。</li> <li>・ 職員の技術や能力を活かした業務内容への拡充を行う。</li> <li>・ 自転車による見まわりという機動性を活かして、地域安全対策業務以外への業務内容の拡充を行う。</li> </ul> <p>出前講座の実施 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">19年5月完了</span></p> <p>・ 出前講座を開設し、職員が自ら地域へ出向き区の施策・事業等を説明することにより、区民サービスの向上に努める。</p> <p>(スケジュール)</p> <p>関係先との調整を進め、可能な取組みから実施する。 平成19年度から実施する。</p>						

ガバナンス改革	大項目	健全な労使関係の構築	課題	1 組合との関係の見直し 2 市民からの信頼の獲得	具体的取組	1 組合との関係の明確化 2 情報公開の実施
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合の存在自体は重要かつ必要不可欠なものである。</li> <li>・厚遇問題等を要因として労使間に不健全な関係があると指摘を受けている。</li> <li>・勤務労働条件以外の事項について、実質的に協議されてきた経過がある。</li> <li>・職員の中からも現在の労使関係のあり方に疑問をもっている。</li> <li>・職務免除の状況については、総務局人事課を通じて公開している</li> </ul> <p>【何が問題か】</p> <p>組合の勤務労働条件以外の事項への関与について、市民・職員からも疑念の声がある。労使間の協議などに関する情報公開がされていない。</p>				<p>【これまでの取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・職員の疑念を払拭するため、組合との関係について実態を明らかにしてきている。</li> <li>・組合との協議事項・協議方法など適正な関係を確立するため、平成17年9月に「ながら」条例の改正を行い、10月より実施し厳密な取り扱いを行っている。</li> </ul> <p>【今後の取組み課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の疑念を払拭するため組合との関係について実態を明らかにするため、新たな条例と規則を厳守する。</li> <li>総務局人事課を通じて情報公開を行う。(17年度より実施)</li> </ul>		

ガバナンス改革	大項目	健全な労使関係の構築	課題	1 組合との関係の見直し 2 市民からの信頼の獲得	具体的取組	1 組合との関係の明確化 2 情報公開の実施
<p>【具体的取組み】</p> <p>市民の疑念を払拭するため組合との関係について実態を明らかにする。</p> <p>* 新たな条例と規則を厳守することとは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法第55条第8項の規定にもとづく適法な交渉に限る。</li> <li>・公務優先の原則に則り、職務に専念する義務の例外として認められた認められたものであることに留意し、不適法又は不適切な運用が行われた場合は厳正に対処する</li> <li>・適法な交渉とは、勤務労働条件と職場環境に限定し、その他については 意見交換事項 意見聴取事項 説明報告事項として、時間外又は年休で行うこと。</li> <li>・職務免除は書類で申請し、免除申請時間の確認と職場復帰の確認も行う。</li> </ul> <p>新たな条例と規則を厳守するとともに、総務局人事課を通じて情報公開を行う。(17年度より実施)</p> <p>(スケジュール)</p> <p>平成17年度より実施中。</p>						